

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、1970年（昭和45年）に「猪名川町振興計画」を策定して以来、六次にわたってまちづくりの指針となる『総合計画』を策定し、計画的な行政運営・まちづくりを進めてきました。総合計画とは、将来（10年後を目標として）の猪名川町をどのようにしていくのかを総合的、体系的にまとめたもので、福祉や環境、都市計画、防災、防犯、教育などすべての計画における最上位計画となります。

2020年（令和2年）3月に、「第六次猪名川町総合計画」（以下「第六次総合計画」という。）を策定しました。「つながり」と「挑戦」 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川」を将来像とし、その実現に向けて今後10年の「まちづくりの方向」と「基盤づくりの方向」などを示す「基本構想（2020年度（令和2年度）～2029年度（令和11年度）」、「まちづくりの方向」に基づく今後5年間の施策体系、施策の内容、優先的かつ重点的に展開すべき重点戦略などを示す「前期基本計画（2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）」）を定め、様々な取り組みを進めてきました。

第六次総合計画がスタートした2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い経済活動・住民生活に大きな影響を与え、本町の様々な取り組みにおいても活動の中止・自粛に至りました。新型コロナウイルス感染症は2023年（令和5年）5月に「5類感染症」に引き下げられ、住民生活は一定落ち着きをみせていますが、少子化・高齢化及び人口減少の進行をはじめ、自然災害の発生などによる安全・安心への意識の高まり、SDGs や DX（デジタルトランスフォーメーション）、地域共生社会の実現など分野横断的な取り組みなどが強く求められています。

こうした状況の中で、本町においては、PDCAに基づいた実効性の高い自治体経営を確立・推進し、「選択と集中に基づく中長期的な戦略の推進」と、「社会経済状況の急速な変化への迅速な対応」を両立していかなければなりません。

また、これまで重視してきた参画・協働によるまちづくりを基本としつつ、住民・地域活動団体など多様な主体が、まちづくりを「自分ごと」と捉え、知恵や力を出しあいながら、まちの未来をともに創りあげていくことが重要となっています。

そこで、前期基本計画が2024年度（令和6年度）をもって計画期間を終了することから、前期基本計画の評価・検証を行い、新たな「第六次総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」を策定します。

なお、基本構想に含まれる「目標人口」については、社会動向の変化や現在の人口動態を踏まえて改めて推計することとします。

2. 計画の位置づけと役割

●一人ひとりが主役となり、ともにまちの未来を創りあげていく指針となる計画

第六次総合計画は、住民・地域など多様な主体や行政などが、まちの現状・課題やめざすまちの将来像を共有するとともに、その実現に向けて一人ひとりが主役となり、ともにまちの未来を創りあげていくための指針となる計画になります。

第六次総合計画で掲げた「まちの将来像」やその実現に向けた取り組みなどは、策定時のまちづくりワークショップにおいて住民同士が話し合った結果を反映したものです。

そして、後期基本計画については、「まちの将来像」の実現に向けて住民と行政の協働で計画の策定、推進に取り組むことで、多様な主体の参画と協働によるまちづくりのさらなる深化・拡大を図っていきます。

●PDCA に基づいた実効性の高い自治体経営を確立・推進するための指針となる計画

第六次総合計画は、本町を取り巻く状況を踏まえ、実効性の高い自治体経営を確立・推進し、「選択と集中に基づく中長期的な戦略の推進」と、「社会経済状況の急速な変化への迅速な対応」を両立していくための指針となる計画になります。

また、内部管理のマネジメントとしても総合計画を策定する意義があります。毎年度の行政評価の視点から、実施している事業に関して効果を検証しながら、課題を整理し、改善していく、いわゆる PDCA サイクルの中で“実効性”と“実行性”を担保しつつ、予算とのリンクを図っていきます。

●地方創生の趣旨及び内容を包含した計画

人口減少の克服と地方創生の戦略的施策をまとめた「地域創生総合戦略」は、第六次総合計画の策定の際、基本計画の各施策と重点戦略に包含・継承しました。

後期基本計画においても、地域創生総合戦略の内容は基本計画・重点戦略に包含・継承し、特に重点戦略は施策のパッケージ化による横断的な取り組みを推進し、今後の本格的な人口減少社会に対応していくものとしていきます。

3. 計画の構成と計画期間

1) 計画の構成

第六次総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層構造で構成し、計画体系の簡略化を図ることで、わかりやすい計画とします。

基本構想

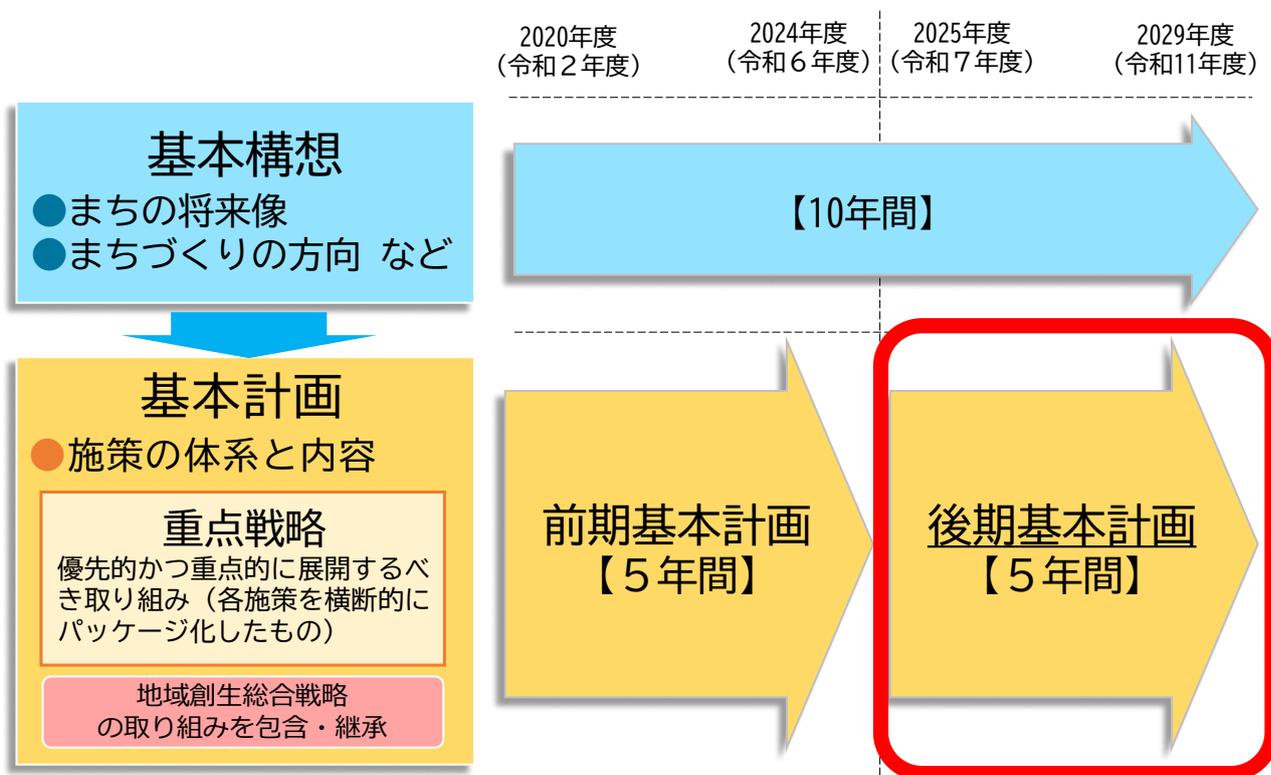
住民・地域など多様な主体と行政がともに創りあげる「まちの将来像」を示すとともに、その実現に向けたまちづくりの方向等を明らかにするもので、まちづくりの指針、かつ基本計画の基礎となるものです。

基本計画

基本構想で示した「まちの将来像」を実現するために、「まちづくりの方向」に基づいた施策の体系、施策の内容などを示すものです。

また、限られた経営資源で、「まちの将来像」を実現するためには、選択と集中に基づいて戦略的に施策を推進することが求められます。そのため、各施策を横断的にパッケージ化し、優先的かつ重点的に展開すべき取り組みを「重点戦略」として設定します。

なお、地域創生総合戦略に基づく取り組みは、基本計画の各施策と重点戦略が包含・継承し、今後の本格的な人口減少社会に対応していきます。



2) 計画の期間

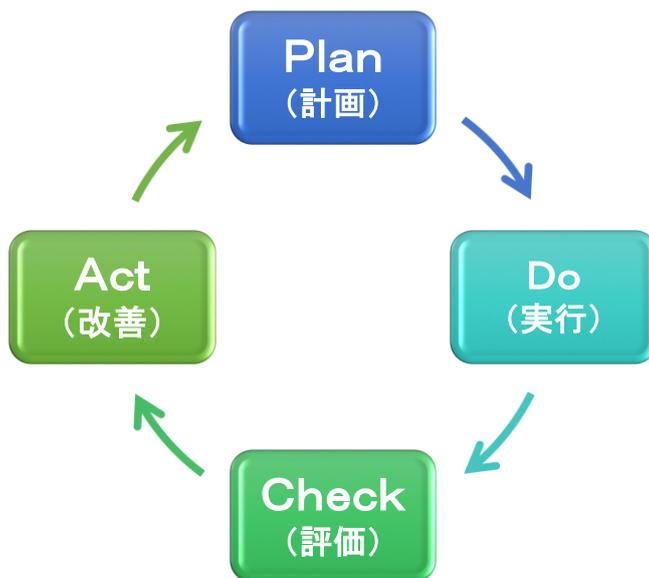
後期基本計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

基本構想の計画期間は、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間です。

4. 計画の推進・進行管理

第六次総合計画の推進にあたって、基本計画において設定する重点戦略を中心としながら横断的に施策・事業を展開するとともに、分野別計画の役割分担を明確にした上で、進行管理を図ります。

また、施策・事業の進捗にあたって、学識経験者や関係機関など、外部からの客観的な評価を得ながら、PDCAサイクルに基づく進行管理に努めます。



1. 猪名川町の概要

1) 位置、地勢、気候など

本町は、兵庫県南東部に位置し、北を丹波篠山市、東を大阪府能勢町、西を三田市、南東を川西市、南西を宝塚市に接しています。

面積は90.33km²で、東西に約8km、南北に約18kmと、南北に細長い町域となっています。

地勢として、町の最北部に阪神地域トップクラスの標高を誇る大野山が位置し、その源を発する猪名川が町の中央を南北に流れ、その周辺には帯状の平地が形成されています。

気候は、瀬戸内式気候に属し、山に囲まれた地形であることから、寒暖差が大きい内陸型気候を併せ持つ二面性気候であり、2023年（令和5年）の年間降水量は平均で約1,183.5mm、最高気温は38.1℃、最低気温は-7.3℃、年間平均気温は15.1℃となっています。



2) 歴史

本町は、その昔、東大寺大仏鑄造の際に、銅を献上したと伝えられている多田銀銅山があるところとして知られています。また、多田院御家人ゆかりの地でもあり、町内には御家人屋敷などが現在にまで伝えられています。

江戸時代には、銀を含む大鉱脈の発見を契機に代官所が設置され、最盛期には出入口4か所に口固番所を設置したほか、代官所が周囲の村々を銀山付村として管理しました。

1871年（明治4年）の廃藩置県により、この地域一帯は兵庫県となり、1888年（明治21年）の市制町村制の公布に伴い、1889年（明治22年）に中谷村、六瀬村が創設され、その後、1955年（昭和30年）4月10日、両村の合併により猪名川町が誕生し、現在に至っています。

高度成長期以降、京阪神地域の住宅地として、1970年（昭和45年）より町南部丘陵地を中心として、大規模なニュータウン開発が進み、人口の増加とともに都市的土地利用へと変化してきました。

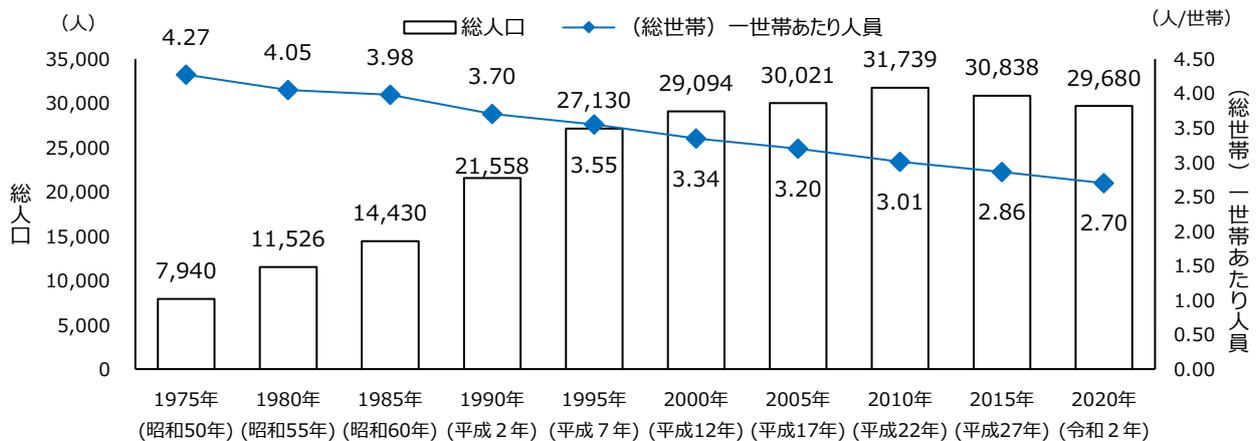
3) 人口

①総人口と一世帯あたり人員の長期的な推移

総人口について、1970年（昭和45年）には7,032人でしたが、1975年（昭和50年）の阪急日生ニュータウンへの入居開始、その後の猪名川パークタウン等への入居開始などによる社会増に伴い、2010年（平成22年）まで年々増加していましたが、その後減少に転じ、2020年（令和2年）で29,680人となっています。

また、一世帯あたり人員は一貫して減少しており、1975年（昭和50年）の4.27人が、2020年（令和2年）には2.70人となっています。

【総人口と(総世帯)一世帯あたり人員の長期推移(猪名川町)】

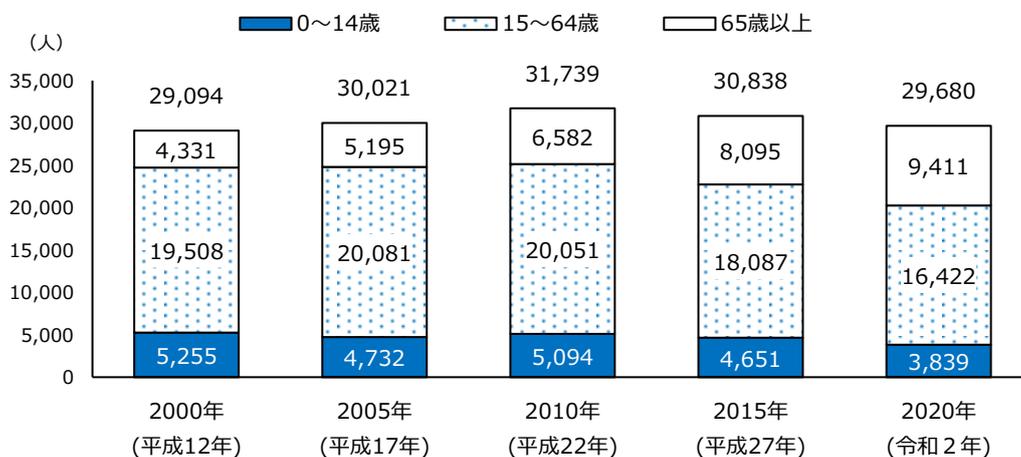


資料：総務省「国勢調査」 ※上記の「(総世帯) 一世帯あたり人員」は、総人口を総世帯数で除したものです。

②年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は2015年（平成27年）に減少に転じ、生産年齢人口（15～64歳）は2010年（平成22年）に減少に転じています。一方、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加しています。

【年齢3区分別人口の推移(猪名川町)】

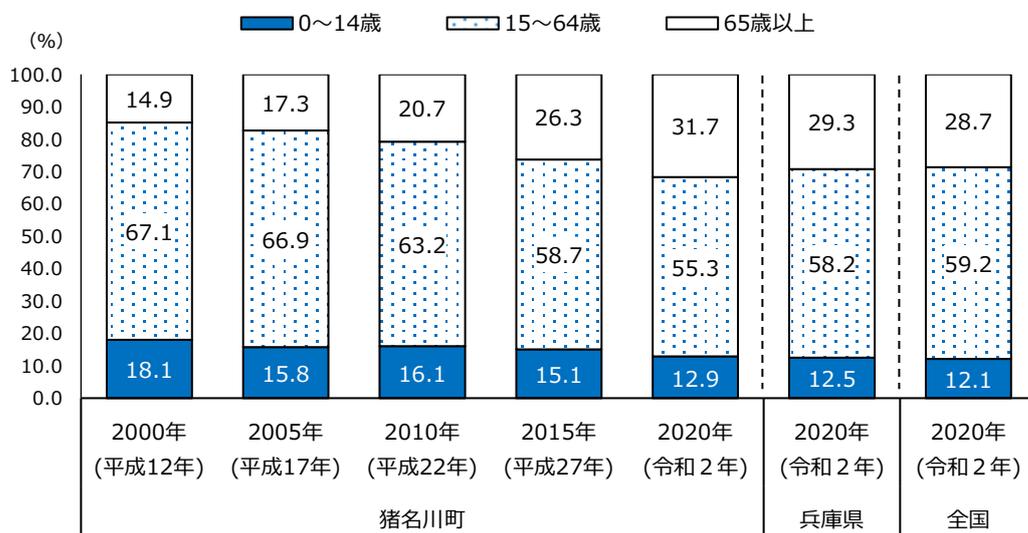


資料：総務省「国勢調査」 ※総人口に年齢不詳人口を含みます。年齢不詳人口は2020年（令和2年）で8人と、各年ともに少数のため、表記していません。

年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口比（0～14歳）と生産年齢人口比（15～64歳）は減少し、高齢化率（65歳以上）は増加しています。

また、2020年（令和2年）において、年少人口比（0～14歳）は12.9%となっており、全国（12.1%）と兵庫県（12.5%）を上回っています。

【年齢3区分別人口構成比の推移(猪名川町)】

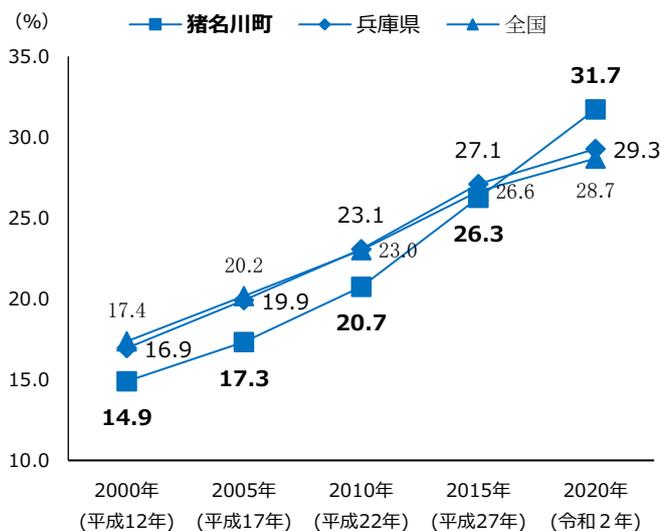


資料：総務省「国勢調査」 ※上記の構成比は年齢不詳人口を除き、算出しています。

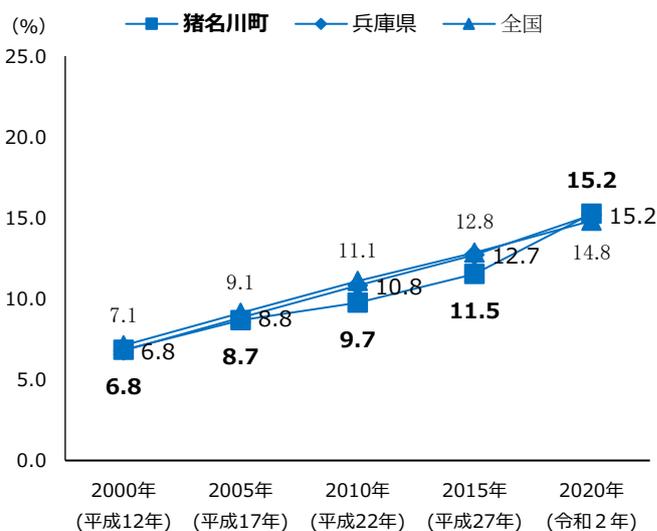
本町の高齢化率は、これまで全国、兵庫県より低い値で推移してきました。しかしながら、2020年（令和2年）の高齢化率は31.7%となり、初めて全国、兵庫県を上回りました。

また、75歳以上の人口構成比における後期高齢化率は、2020年（令和2年）で15.2%と、全国より高く、兵庫県と同じ値となっています。

【高齢化率の推移】



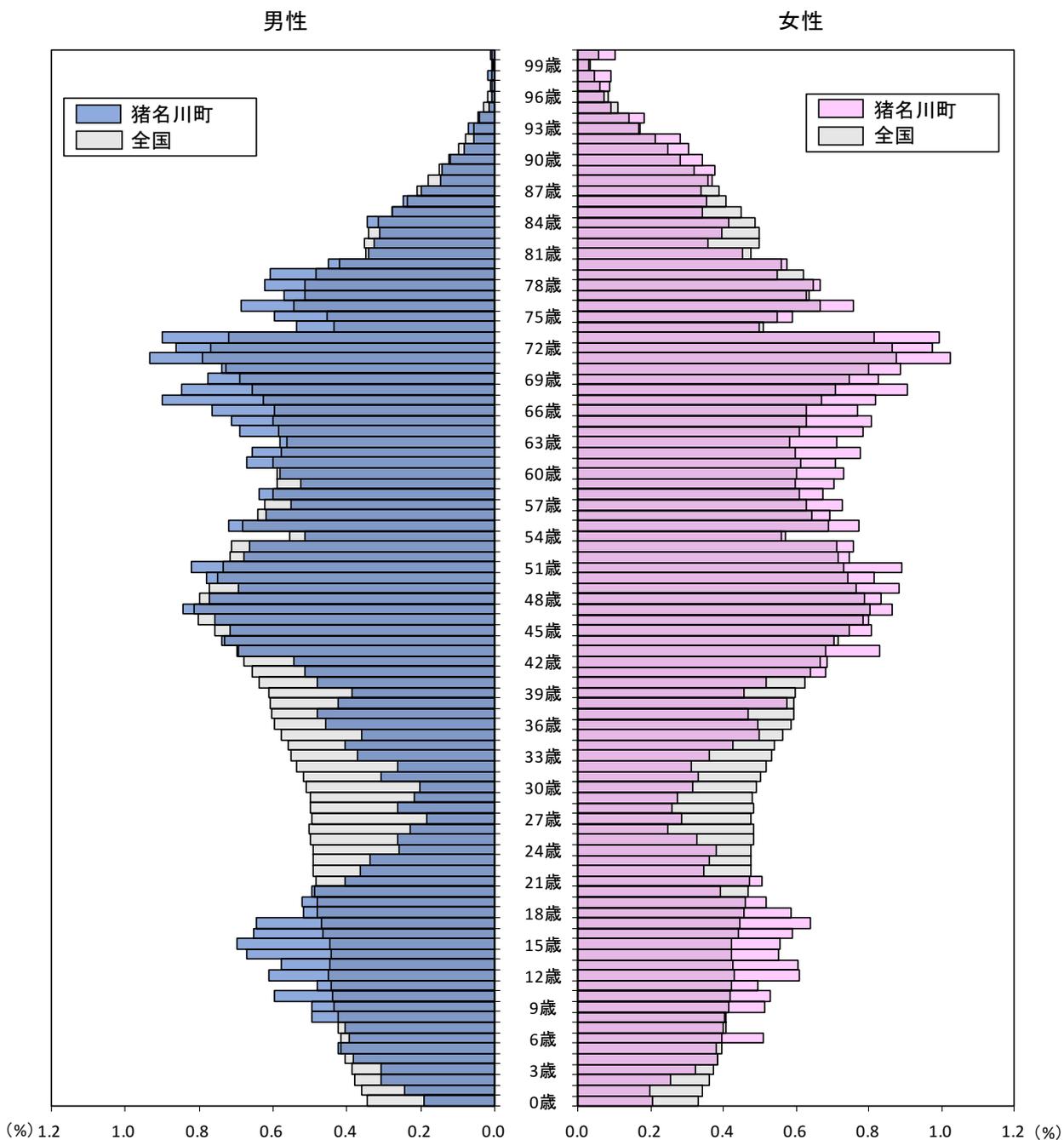
【後期高齢化率の推移】



資料：総務省「国勢調査」 ※高齢化率・後期高齢者率は年齢不詳人口を除き、算出しています。

年齢1歳刻みの人口構成割合を全国と比較すると、本町の人口構成は男女ともに20～39歳の人口構成割合が低くなっています。

【人口ピラミッド(年齢1歳刻み)】



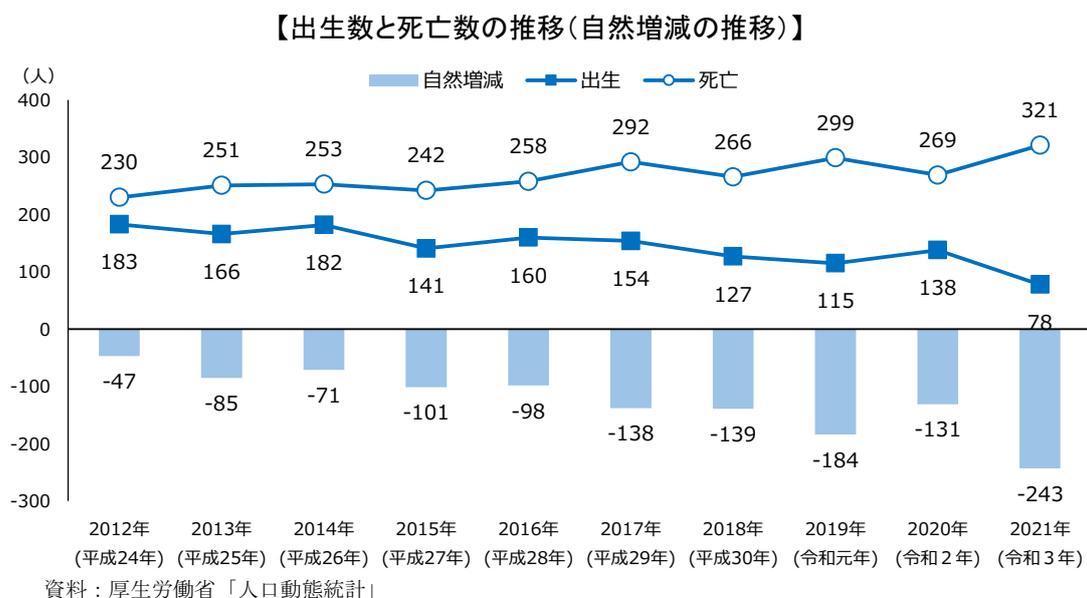
資料：総務省「2020年（令和2年）国勢調査」

※上記は総人口（年齢不詳除く）を分母に算出した構成割合

4) 人口動態

①出生と死亡

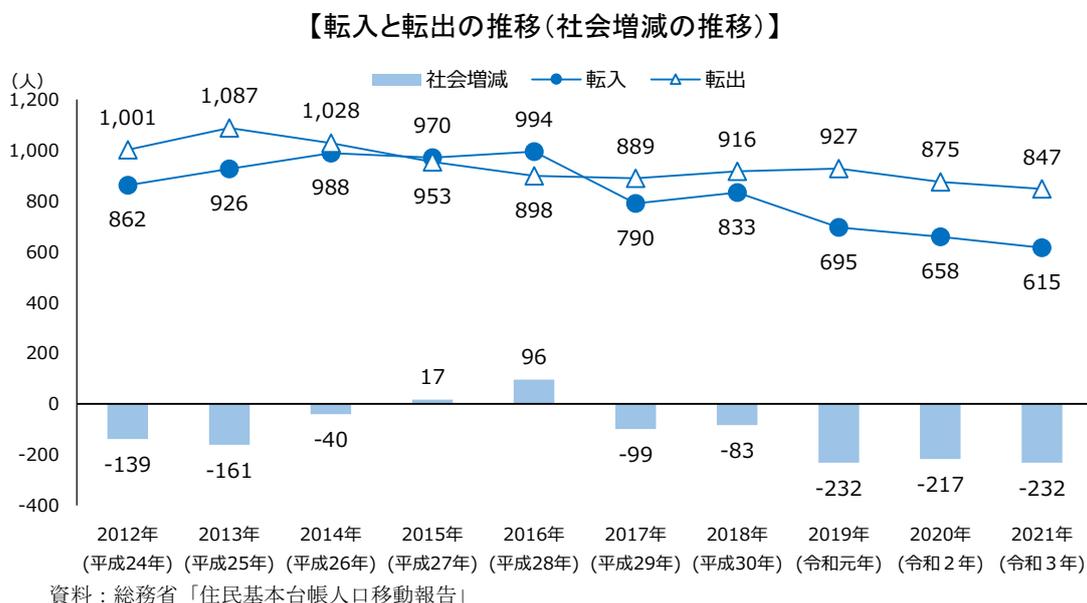
出生数は減少傾向にあり、死亡数は増加傾向にあります。2021年（令和3年）で出生数は78人に対し、死亡数は321人となっており、出生数を死亡数が上回る“自然減”の状況が続いています。



②転入と転出

転入者は2019年（令和元年）以降700人を切り、転出者は2015年（平成27年）以降800～900人台で推移しています。転入者は緩やかに減少、転出者はほぼ横ばいの状況です。

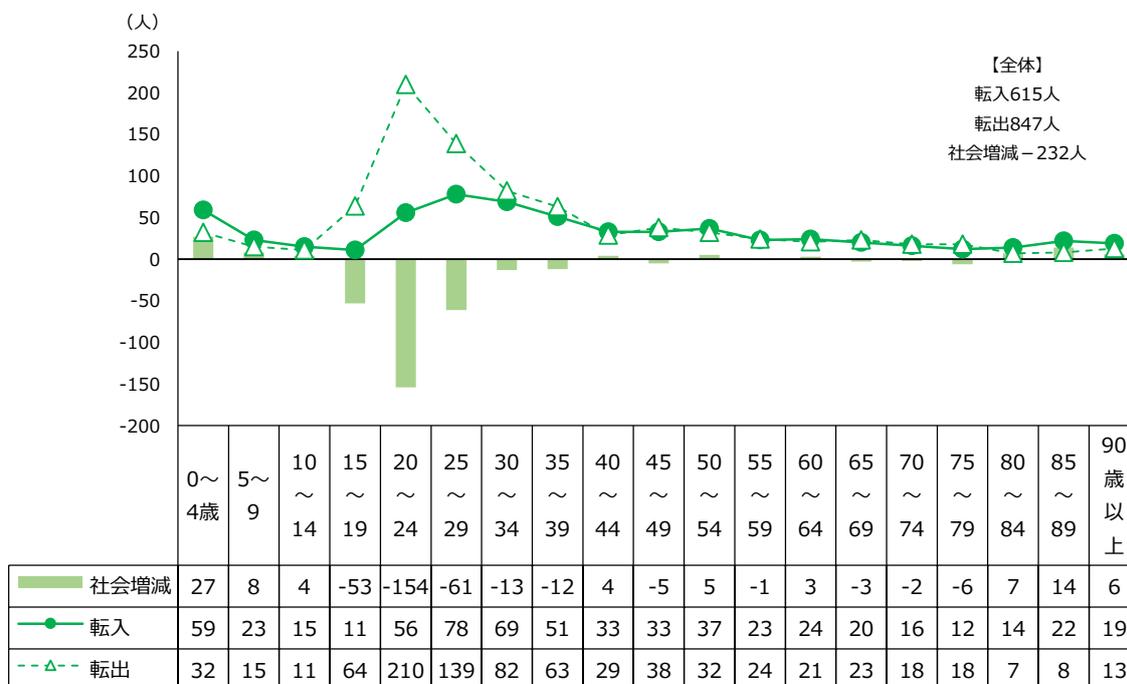
2015～2016年（平成27～28年）は転入者が転出者を上回っています（社会増）が、2017年（平成29年）以降は転出者が転入者を上回っています（社会減）。



2021年（令和3年）の転入・転出者を年齢別にみると、15～39歳までの転出者が多く、特に20～24歳が多くなっています。

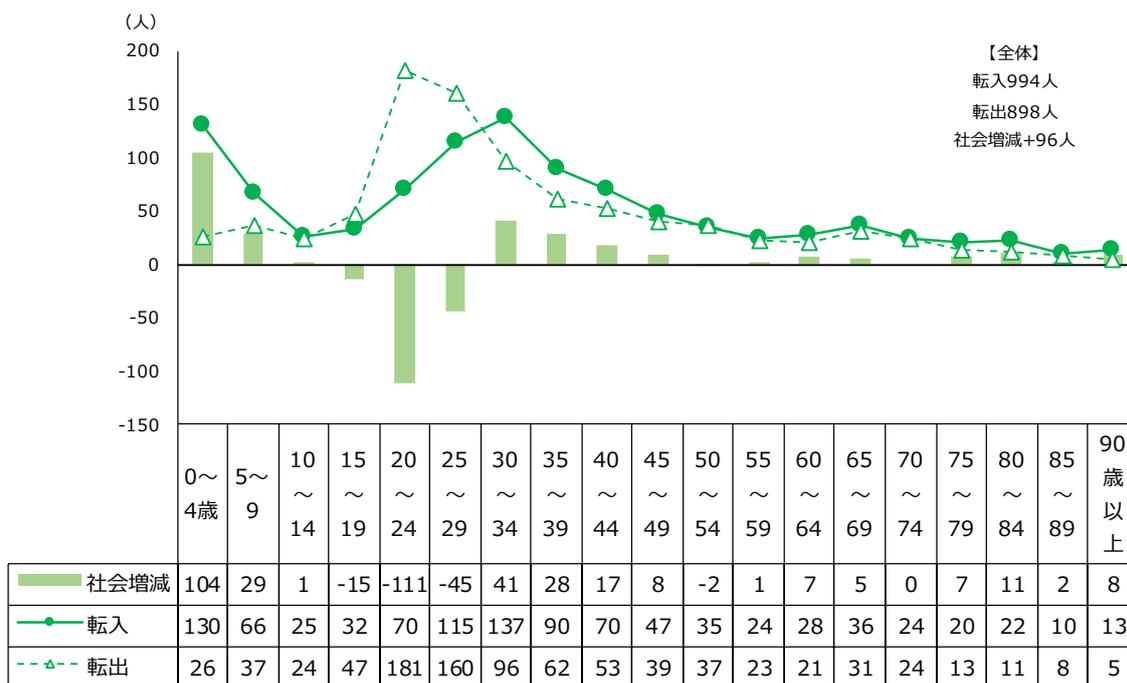
転出者を転入者が上回った2016年（平成28年）は、0～4歳、30～49歳における世代の転入者が多くなっています。

【年齢別転入と転出 2021年（令和3年）】



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

【年齢別転入と転出 2016年（平成28年）】



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2. 社会情勢の動向

少子化・高齢化と人口減少の深刻化

●高齢者を支える現役世代の減少

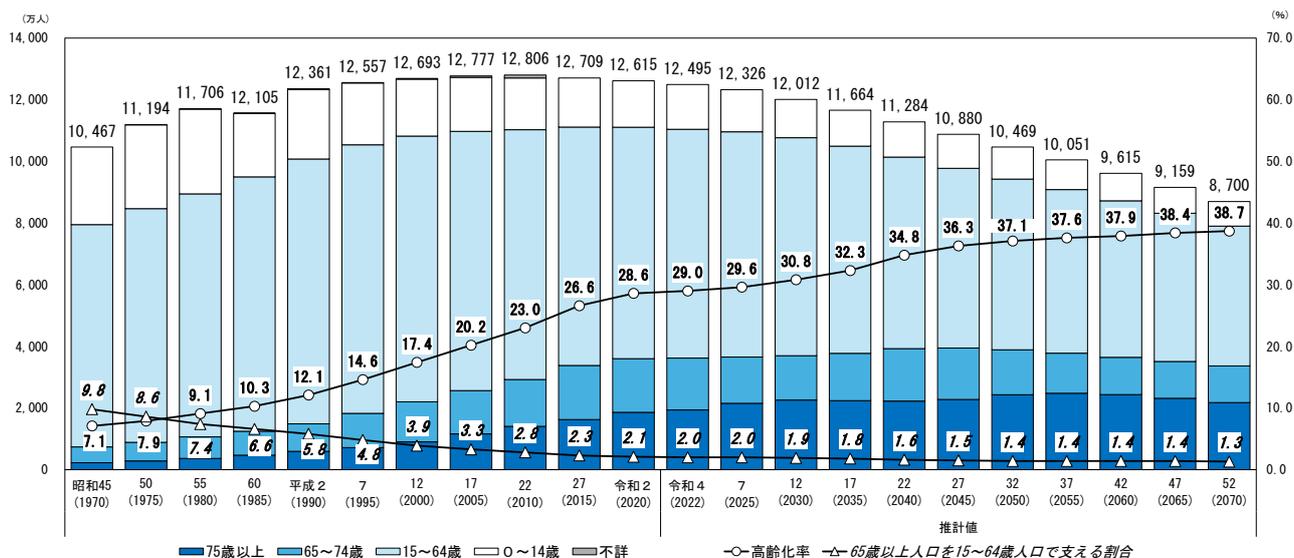
日本の総人口は減少を続けており、2024年（令和6年）4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位仮定による推計結果）では、2056年（令和38年）には総人口が1億人を割り、2070年（令和52年）には8,700万人になると推計されています。

高齢者人口（65歳以上）については増加傾向が続き、2043年（令和25年）の3,953万人をピークに減少に転じると推計されています。一方で高齢化率は上昇を続け、2070年（令和52年）には38.7%に達し、国民の2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上になると推計されています。

年少人口（0～14歳）については、2053年（令和35年）に1,000万人を下回り、2070年（令和52年）には2022年（令和4年）の約55%である797万人になると推計されています。

65歳以上人口と15～64歳の人口の比率をみると、2022年（令和4年）には65歳以上一人に対して、現役世代（15～64歳）2.0人となっていますが、さらなる高齢化率の上昇により、2070年（令和52年）には、65歳以上一人に対して現役世代1.3人になると見込まれています。

【年齢3区分別人口構成比の推移(全国)】



資料：内閣府「高齢社会白書（2023年（令和5年）版）」をもとに編集。

棒グラフと実線の高齢化率について、2020年（令和2年）までは総務省「国勢調査」、2022年（令和4年）は総務省「人口推計」（2022年（令和4年）10月1日確定値）、2025年（令和7年）以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年（令和5年）推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

●世帯の縮小と単独世帯の増加

人口減少が続く中、世帯規模も縮小傾向にあります。2024年（令和6年）4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の世帯数の将来推計（全国推計）令和6（2024）年推計」では、「世帯の単独化」が一層進み、平均世帯人員は2020年（令和2年）の2.21人から減少を続け、2033年（令和15年）に初めて2人を割り込み1.99人に、2050年（令和32年）には1.92人になると推計されています。

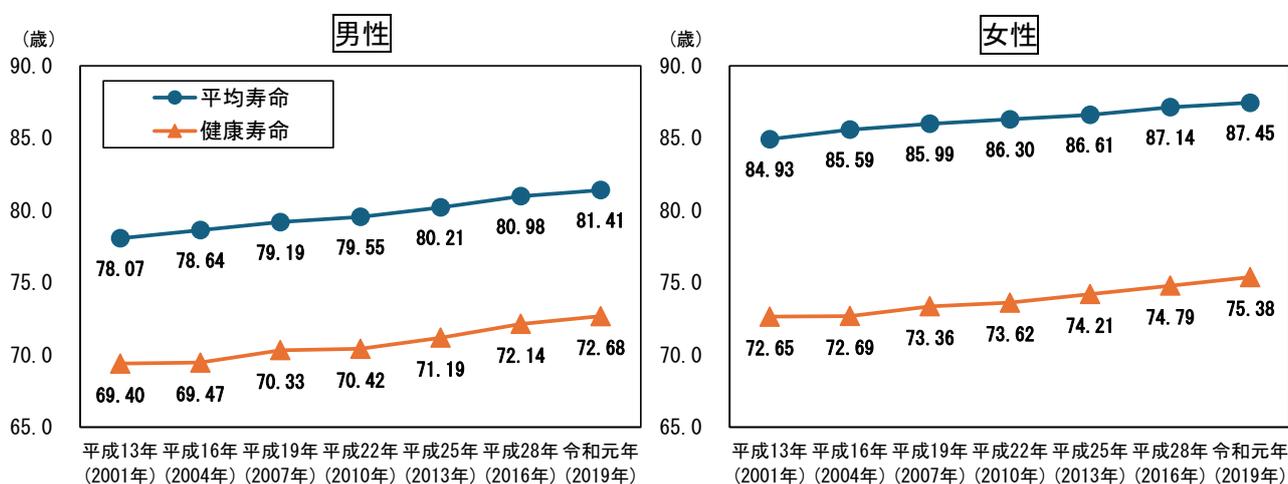
また、単独世帯の割合は2020年（令和2年）の38.0%から2050年（令和32年）には44.3%へ上昇する見込みです。特に、2020年（令和2年）から2050年（令和32年）の間に、男性の単独世帯化が進むとともに、近親者のいない高齢単独世帯が急増することが見込まれています。

●健康寿命の延伸

高齢化が進む一方で、平均寿命、健康寿命は延伸しており、健康寿命は、2019年（令和元年）で男性が72.7歳、女性が75.4歳となっています。

国においては、2024年度（令和6年度）から「健康日本21（第3次）」が開始されています。「健康日本21（第3次）」では、人生100年時代を迎え、社会が多様化し、各人の健康課題も多様化する中で、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進すること、「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置くこととされています。

【平均寿命と健康寿命（全国）】



資料：内閣府「高齢社会白書（2023年（令和5年）版）」をもとに編集。

※平均寿命：平成13・16・19・25・28年・令和元年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」

※健康寿命：厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

SDGs に関する取り組みの展開

SDGs（Sustainable Development Goals～持続可能な開発目標～）とは、2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

わが国においては、2016年（平成28年）5月に「SDGs推進本部」を設置し、同年12月に今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」を決定し、8つの優先課題と具体的施策が示されました。

しかしながら、国際社会全体の社会・経済活動のあり方は大きく変容しており、SDGs達成についても大きな困難に直面しています。そのような中、わが国では2023年（令和5年）に実施指針が改定され、5つの重点事項が示されました。引き続き、SDGs達成に向けた取り組みを強化・加速し、国際社会にさらに貢献していく必要があります。



【持続可能な開発目標（SDGs）実施方針（2023年（令和5年）12月19日SDGs推進本部決定）における重点事項】

①持続的な経済・社会システムの構築

「新しい資本主義」の下、持続的な成長と安心・幸せを実感できる経済社会構造を構築（人への投資、GX・DXの推進、インパクト投資、地方創生SDGs、デジタル田園都市国家構想等）。

②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

多様性が尊重され、すべての人が力を発揮できる包摂的な社会を実現する（こども大綱、女性登用加速化、共生・共助社会、孤独・孤立対策、「ビジネスと人権」等）。

③地球規模課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失及び汚染への取組及びグローバル・ヘルスの推進（ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、地域循環共生圏、防災・減災、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）等）。

④国際社会との連携・協働

国際社会全体で包括的にSDGsを達成するための貢献強化（新しい開発協力大綱、仙台防災枠組、女性・平和・安全保障（WPS）に関する行動計画等）。

⑤平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

平和で安定した国際環境は国際社会の持続可能性の前提。人間の安全保障の理念の下、人道・開発・平和の連携（ネクサス）に留意しつつ、「人間の尊厳」を中心に置いた開発協力を推進。

資料：持続可能な開発目標（SDGs）実施方針（2023年（令和5年）12月19日SDGs推進本部決定）

地方創生（デジタル田園都市国家構想）の取り組みの推進

デジタル技術が急速に発展する中、国においては、2021年（令和3年）にデジタル庁が発足し、2022年（令和4年）には「デジタル田園都市国家構想基本方針」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

デジタル田園都市国家構想とは、「心ゆたかな暮らし（Well-Being）」と「持続可能な環境・社会・経済（Sustainability）」を実現していく構想であり、デジタル技術を活用した地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現をめざした取り組みを進めています。

こうした国の動向を踏まえ、地方公共団体においても、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえ、地域の個性や魅力を活かした地域ビジョンを再構築し、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」の改訂に努めることとされています。

【デジタル田園都市国家構想の取り組みイメージ全体像】



資料：デジタル庁

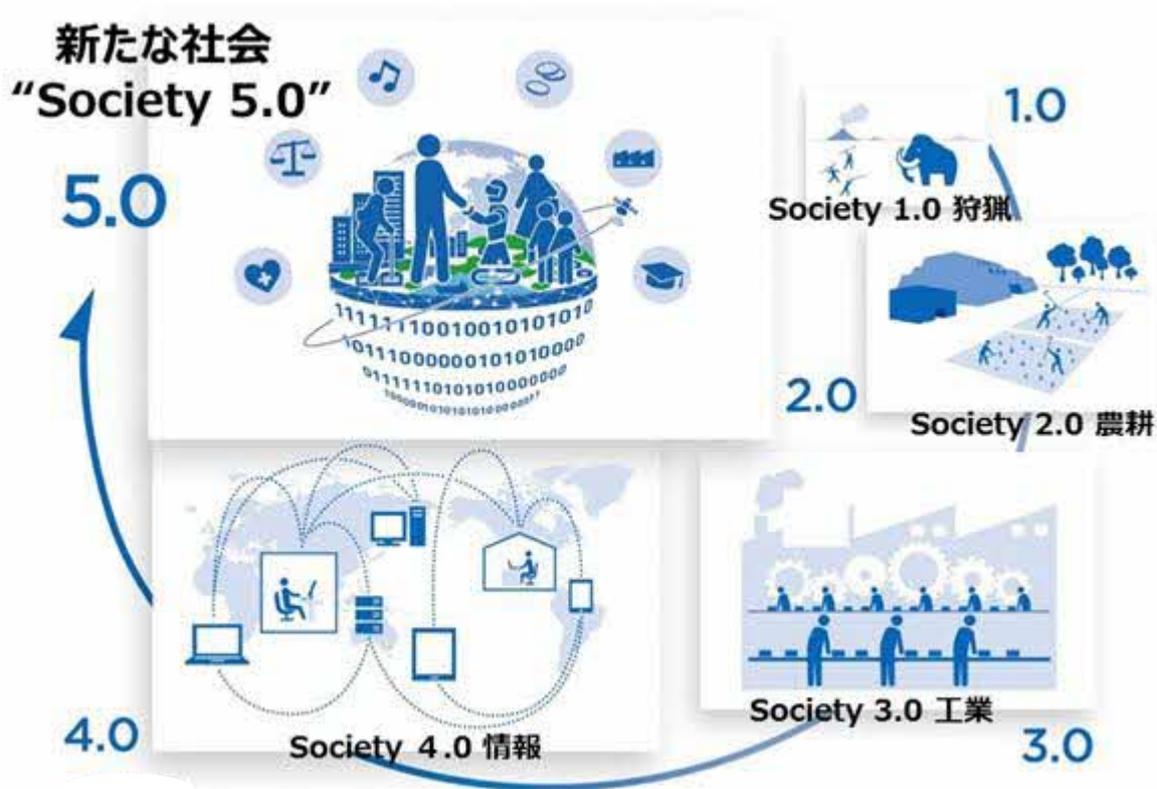
高度情報化社会の進展

●Society 5.0の実現

2016年（平成28年）1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」（内閣府）において、わが国がめざすべき未来社会の姿として「^{ソサエティ}Society 5.0」が提唱されました。それは「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義されています。

2021年（令和3年）3月には「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（内閣府）が閣議決定されました。第6期基本計画では、わが国がめざすべき Society5.0 の未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（Well-being）を実現できる社会」と表現し、その実現に向けた「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環」という科学技術・イノベーション政策の方向性が示されました。

【Society 5.0とは】



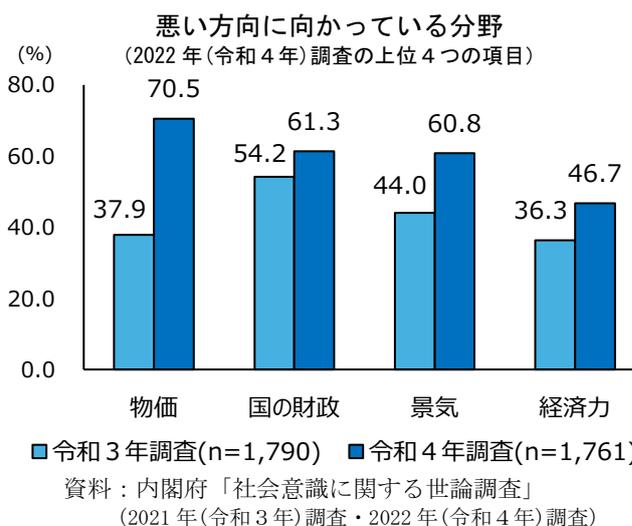
資料：内閣府

●物価の上昇と労働力不足

新型コロナウイルス感染症の拡大は経済や人々の暮らしに大きな影響を与えましたが、感染防止と経済社会活動の両立が図られ、経済活動や人々の暮らしは正常化しつつあります。

一方で、国際情勢の変化や円安の進行等による輸入原材料・エネルギーなどの価格高騰に伴う物価上昇が続いており、企業や家計に影響を与えています。「社会意識に関する世論調査（2022年（令和4年）調査）」の結果をみると、現在の社会において満足していない点として、「経済的なゆとりと見通しが持てない」が62.5%で最も多くなっています。また、「現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われるもの」では「物価」が70.5%と最も多くなっており（2021年（令和3年）調査では37.9%）、物価上昇が国民に与えている影響の大きさがうかがえます。

雇用情勢については、女性や高齢者等の労働参加の進展がみられるものの、生産年齢人口の減少等による働き手不足の問題は深刻化しています。



●働き方改革と多様な働き方への対応

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による働き手不足や子育てや介護との両立など、ニーズの多様化がみられる中、国では、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすることをめざした「働き方改革」が進められています。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が2018年（平成30年）7月に公布され、労働者がそれぞれの実情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇を確保するための措置が講じられました。

近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークの浸透などを踏まえ、働き方やライフスタイルの多様化が進んでいます。

また、テレワークや副業の推進等の柔軟な働き方ができる環境整備に加え、女性、高齢者、障がい者、外国人、子育てや介護等と仕事を両立している人など、多様な人材が活躍することのできる環境整備を通じて、一人ひとりが自分らしく働くことができる社会の構築が期待されています。

地域コミュニティの変容

●地域コミュニティの希薄化

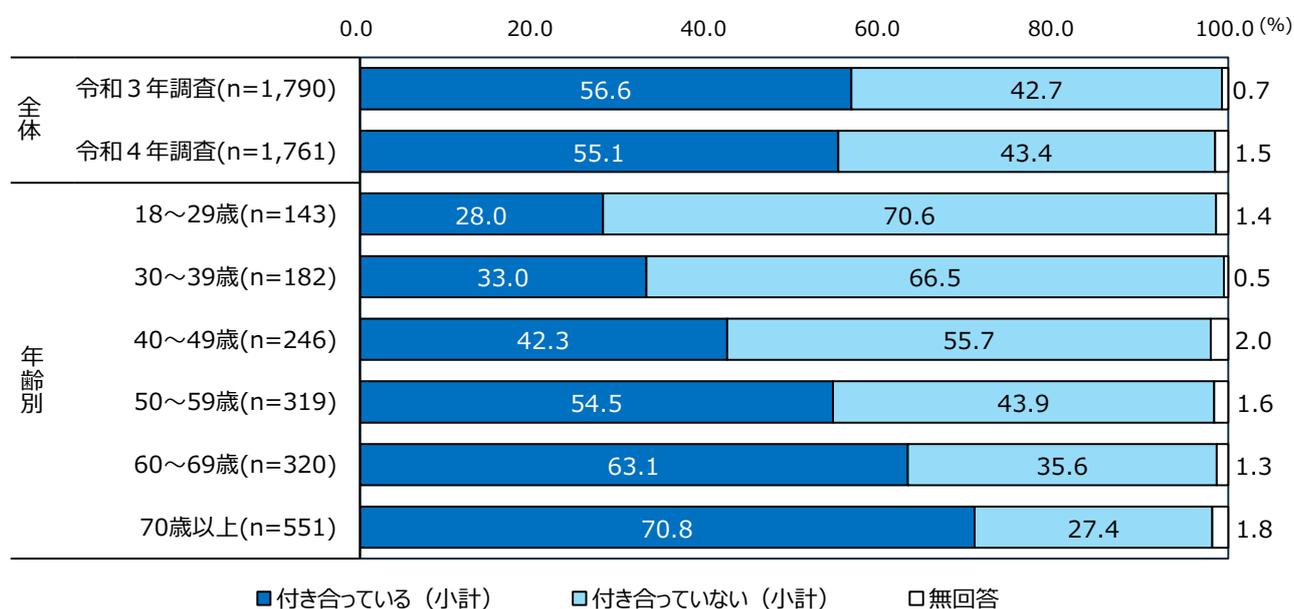
少子化・高齢化をはじめ、都市化やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景に近所づきあいや自治会等の地縁組織などとのつながりが弱くなり、地域コミュニティの希薄化が社会的な課題となっています。

「社会意識に関する世論調査（2022年（令和4年）調査）」の結果をみると、近所づきあいにおいて「付き合っている」と答えた人は全体の半数を超えていますが、年齢別でみると、若い世代ほど近所づきあいが少ないことがわかります。

一方で、「望ましい地域での付き合いの程度」について、「地域での付き合いは必要ない」と回答した人は全年齢で1割以下となっており、地域でのつきあいの必要性は一定程度認識されていることがうかがえます。

人口減少社会、少子化・高齢化の進展に伴い、地域における様々な活動での担い手が不足している状況にあります。特に高齢化が進む中において、何らかの支援を必要とする人が増加していることから、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められており、実現には住民の積極的な社会参加が望まれます。

【近所づきあいの状況】



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」（2021年（令和3年）調査・2022年（令和4年）調査）

※「付き合っている」は「よく付き合っている」「ある程度付き合っている」の計。「付き合っていない」は「あまり付き合っていない」「全く付き合っていない」の計。

※年齢別は2022年（令和4年）調査の結果

●テーマ型コミュニティを含む地域貢献の多様化

地域の取り組みとして、自治会といった地縁組織による住民活動がありますが、近年自治会加入率が低下し、組織の活動力が問題視されています。人口減少社会に突入し、地域では様々な問題が多様化・複雑化している状況の中、これまでのような地縁組織による地域活動のみでは十分な対応が難しくなっています。

ボランティアやNPO等による地域貢献活動や、地域や社会問題を解決するためのコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスなど、目的やテーマに応じて活動する組織（テーマ型コミュニティ）と連携した地域づくりが必要となってきました。

従来の地縁組織に対する支援はもちろんのこと、テーマに応じて活動する団体間を有機的につなぎ、互いの特性を活かしながら、よりよい地域づくりを推し進めるとともに、個々の興味に応じた活動や活躍の機会・場を形成し、多くの住民がまちづくりに参加できる体制整備が求められています。

●地域共生社会の実現に向けて

人口構造や世帯構成の変化、家族や地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。また、個人や世帯が抱える問題は複雑化・多様化しており、地域における支えあいのあり方が課題となっています。

このような中、国では、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である「地域共生社会」の実現に向けて、取り組みが進められています。

2020年（令和2年）の社会福祉法の改正では、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

地域共生社会の実現に向けては、福祉分野の政策だけではなく、地方創生やまちづくり、教育など、分野を横断した連携を意識することが重要となります。

持続可能な社会に向けた環境政策の展開

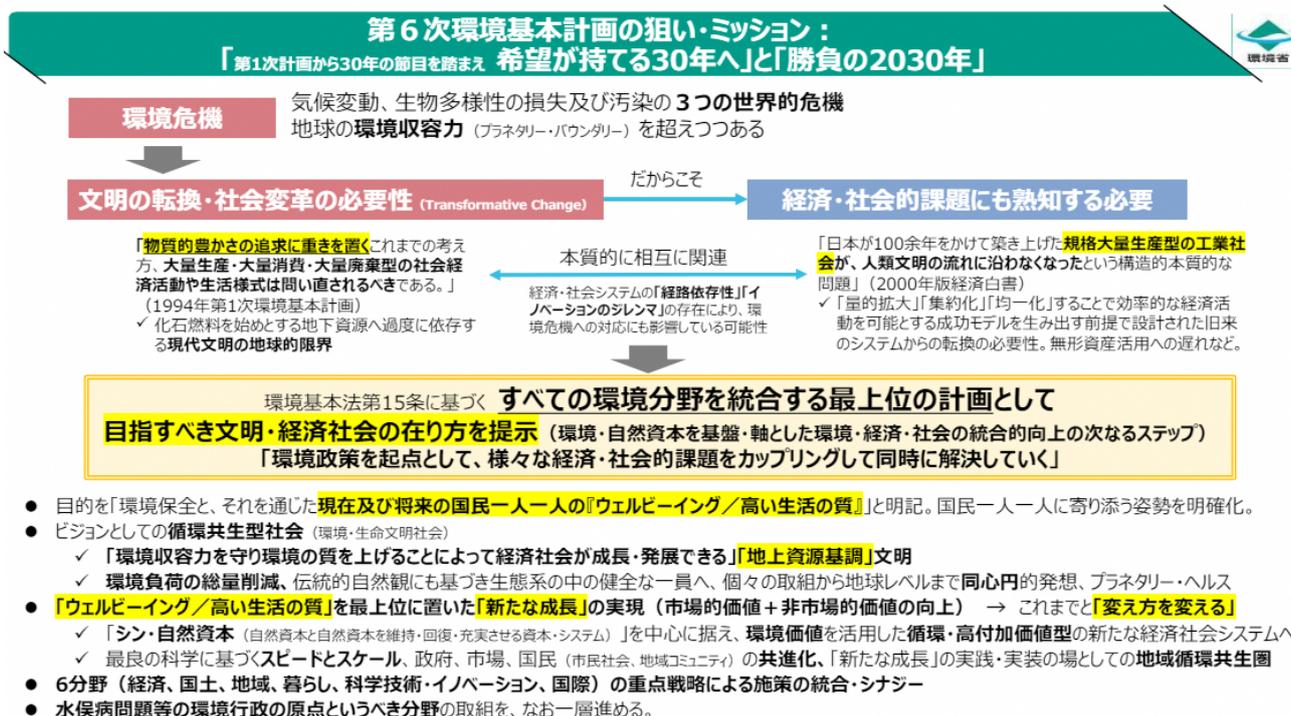
●脱炭素化の進展、循環型社会への移行

世界の平均気温の上昇、気候変動に伴う様々な気象災害等、地球規模の課題である気候変動問題の解決が必要不可欠となっています。

そのような中、誰もが安心して暮らすことができる持続可能な社会の実現に向けて、国では、2020年（令和2年）に、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」ことが宣言されました。2050年カーボンニュートラル（2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）、脱炭素社会の実現に向けて積極的に温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想で、取り組みが推進されています。

また、国は2024年（令和6年）5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。計画では、めざすべき持続可能な社会の姿として、「環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築」が掲げられています。

【第六次環境基本計画の狙い・ミッション】



資料：環境省「第六次環境基本計画の概要」より抜粋

●防災に対する意識の高まり

わが国では、国土の地理的・地形的・気象的な特性から数多くの大規模災害が発生しています。2011年（平成23年）の東日本大震災や2018年（平成30年）の大阪府北部地震、西日本豪雨災害など、全国各地で様々な自然災害が発生しており、甚大な被害がもたらされています。

2024年（令和6年）1月に発生した能登半島地震では、最大震度7を観測し、建物の倒壊や火災等により深刻な被害をもたらしました。

災害時には「自助・共助・公助」が必要不可欠であり、普段からの一人ひとりの備えや地域住民とのコミュニケーションの重要性が再認識されています。

また、南海トラフ地震発生の切迫性が高まる中、防災、安全・安心のまちづくりに対する関心はさらに高まっています。

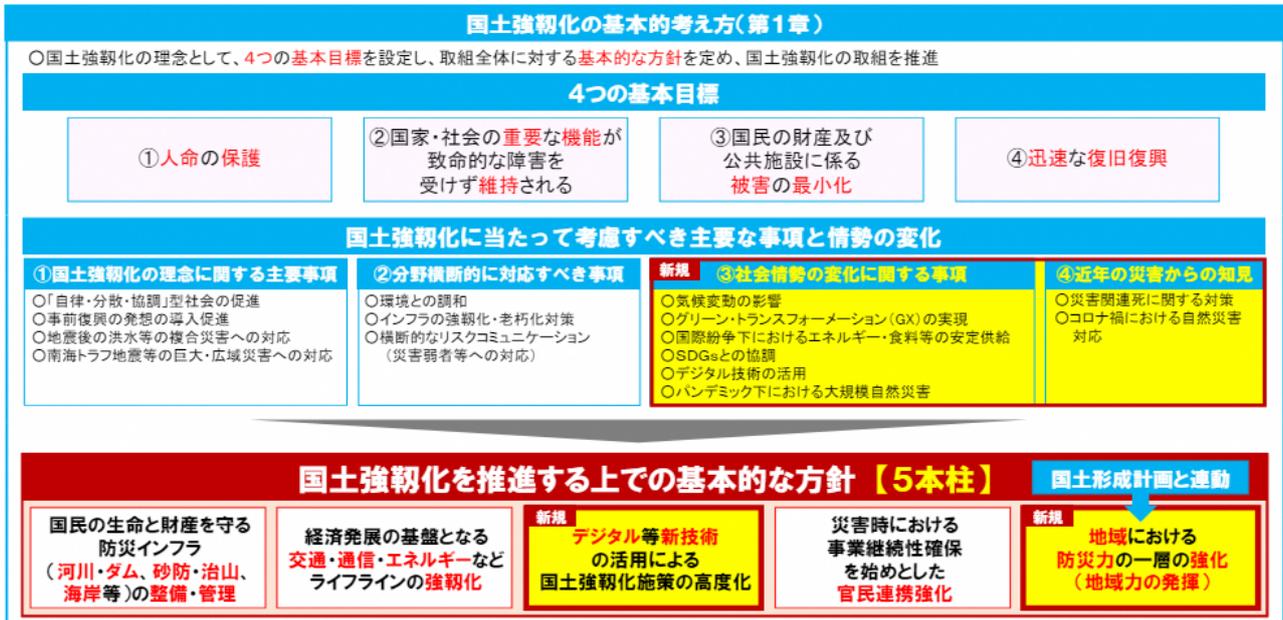
●「強さ」と「しなやかさ」を持った国土強靱化の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、2013年（平成25年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定されました。

2023年（令和5年）には、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる新たな「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

国土強靱化にあたって考慮すべき社会情勢の変化として、気候変動の影響やSDGsとの協調、デジタル技術の活用、パンデミック下における大規模自然災害などが挙げられており、それに伴い、国土強靱化を推進する上での基本的な方針が5つ示されています。

【新たな国土強靱化基本計画の概要（令和5年7月28日閣議決定）】



資料：内閣官房「国土強靱化基本計画（概要版）」より抜粋

3. 前期基本計画の検証・評価

前期基本計画（2020～2024年度（令和2～6年度））のこれまでの進捗状況や成果・課題などを明らかにするとともに、後期基本計画の策定に向けて今後の取り組みの方向性等を整理するため、担当各課へのヒアリング調査や住民アンケート調査などの結果を踏まえ、施策レベル及び重点戦略レベルで検証・評価を行いました。

施策レベルの検証・評価については、施策の展開方向ごとに設定している「目標」が達成できているか、もしくは「目標」に近づけているか、そして施策で設定している「めざすべき姿」が実現できているかという視点で検証・評価し、後期基本計画の策定に向けた方向性を整理しました。

施策1 人権尊重・多文化共生

- 「猪名川町人権推進基本計画」（2024～2028年度（令和6～10年度））の推進を通じて、人権教育・人権啓発を推進することが重要です。なお、人権教育・人権啓発の実施については、ゴールがなく、継続的に取り組みを進めることが必要となり、インターネットやSNSの普及による新たな人権侵害にも対応していく必要があります。
- 「第四次猪名川町男女共同参画行動計画」（2022～2026年度（令和4～8年度））に基づき、男女共同参画の視点をすべての町施策に盛り込み、分野横断型で進めていくことが重要です。
- 外国人住民の生活ニーズ等を把握し、外国人住民にとって暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

施策2 地域コミュニティ

- 自治会・まちづくり協議会の活動に参加意向を持つ住民、特に「担い手」としての参加意向を持つ住民などが活動に参加できるよう、参加しやすい環境づくりなどを促進する必要があります。また、無関心層も含めて、様々な機会・場を活用し、広く地域への関心の醸成を図っていくことが重要です。
- 地域の基盤である自治会・まちづくり協議会については、既存の担い手の負担軽減に向けた取り組みとともに、電子回覧板など情報発信・共有におけるデジタル化など具体的な課題の解決に向けた取り組みを進めることが必要です。また、まちづくり協議会での地縁型組織とテーマ型組織の連携・協働を促進することが重要です。

施策3 参画・協働

- 「まちづくりへの意識・関心の高い」層を増やし、活動の実践につながるよう、既存の制度・事業のさらなる充実を図るとともに、全庁での多分野における協働を促進することが重要です。また、前期基本計画策定時の住民参画の取り組みを踏まえつつ、気軽にまちづくりに参加・参画できる場・機会の拡大を住民との協働でめざすことが大切です。
- 町内で活発に活動している住民等を巻き込み、新たな価値や魅力の創出、地域の課題解決等に向けた取り組みを展開していけるよう、引き続き中間支援組織体制づくりが重要です。

施策4 地域福祉

- 一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、普段の近所づきあいを助けあいの実践につながられるよう、多様な主体との連携による生涯を通じた福祉教育・学習の機会の提供が重要です。
- 地域のつながりの弱体化や社会的孤立の課題も顕在化していることから、異なる世代や立場の人との交流機会の提供、地域で定期的・継続的に集うことのできる居場所づくりの推進が必要です。
- 地域や福祉の活動を「みんなで担う」ことができるよう、既存の担い手への負担軽減を図るとともに、参加意向のある住民が気軽に活動に参加できる環境づくりが必要です。また、地域活動・地域福祉に取り組む団体が活動しやすい環境づくりに向けて、情報提供や団体同士の連携支援に取り組む必要があります。
- 分野にとらわれることなく包括的な支援体制のさらなる構築・強化を図るためにも、重層的支援体制整備事業の活用などを検討する必要があります。また、2024年度（令和6年度）の地域福祉計画の策定を通じて、地域共生社会の実現に向けた本町での具体的な取り組みの整理・調整が必要です。

施策5 子ども・子育て支援

- 子どもの成長過程において切れ目のない支援に取り組むことが重要です。また、子どもを取り巻く複合的な課題に対応し、子どもの健やかな成長を支えていくためにも、「こども大綱」を踏まえた新たな「こども計画」の策定を通じて、ニーズ調査等での現状把握を進めるとともに、これまでの取り組みについても見直し・改善を図る必要があります。
- 支援を必要とする子ども・子育て世帯について、児童虐待件数だけではなく、家庭環境等に起因する要支援事案も高止まり状態にあることから、当事者の児童生徒だけでなく、保護者への支援を進める必要があります。

施策6 高齢者支援

- 生涯現役社会の実現に向けて重要となる高齢者の社会参加については「移動」が大きな課題となっており、公共交通や地域の支えあい活動などと連携した取り組みを進める必要があります。また、地域コミュニティや参画・協働、地域福祉などの様々な施策との連携を図り、高齢者の社会参加を分野横断で展開していくことが重要です。
- 高齢者やその家族が抱える課題、高齢者を取り巻く地域課題が複雑化する中で、包括的な相談支援体制の充実が重要です。また、住み慣れた地域でいつまでも生活ができるよう、認知症対策の充実に取り組む必要があります。
- 今後増加する独居高齢者への支援についても強化を図るとともに、既存の支えあい活動のモデル的な取り組みの全町的な波及に向けて、参画・協働による分野横断的な取り組みを展開することで、地域での高齢者の支援体制の再構築をめざす必要があります。
- 「猪名川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（2024～2026年度（令和6～8年度））に基づき、関連する施策・事業の推進が必要です。

施策7 障がい者（児）支援

- 障がいのある人もない人も分け隔てなく活動できる共生社会を実現するためにも、継続的に教育・啓発の充実が必要です。また、障がいのある人への不当な差別的取扱いをなくし、合理的配慮の提供を推進していくことにより、障がいのある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことが大切です。
- 障がい者の相談支援体制の強化に向けて、基幹相談支援センターの設置について検討を進める必要があります。また、障がいのある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、町で不足する障害福祉サービス提供事業所や地域生活支援拠点等の強化を図る必要があります。
- 教育・療育の充実に向けて、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援等の地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターの設置に取り組む必要があります。また、特別支援教育について定着はしてきているものの、年々対象となる子どもが増加していることから、専門性の向上や学校園の連携、受け入れ体制の整備が必要です。

施策8 健康・医療

- 「第2次猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）」（2024～2028年度（令和6～10年度））に基づき、健康寿命の延伸に向けて、健康分野での住民の状況などを踏まえ、今後も住民の主体的な健康づくりを促進するとともに、健（検）診の受診率の向上や健康意識の醸成に取り組むことが重要です。また、健康づくりや健（検）診については、特に若年層の参加・受診の促進や無関心層へのアプローチなどを積極的に展開する必要があります。
- こども家庭センターの設置を見据え、医療機関・各相談機関・療育施設・教育支援センター・学校・園等、関係機関との連携を図りながら、妊娠・出産から切れ目なく子育て家庭を支援する必要があります。
- 健康づくり、食育について主体的な行動を促進するためにも、地域の担い手の確保、育成に取り組むとともに、関連する活動・事業等についてはコロナ禍前に戻すのではなく、いろいろな状況に対応できるようICTの活用を進めるなど、充実を図ることが重要です。
- 救急医療体制については、近隣市や関係機関との連携を強化するとともに、特に北部の医療体制について検討が必要です。

施策9 防災・消防

- 災害時避難行動支援に向けて地域（自治会等）と連携した計画作成を進めており、今後も地域支援団体の組織化とともに全自治会での計画作成が必要です。また、避難行動支援の取り組みや自主防災活動などを支援することで地域における防災の自助と共助を促進し、地域の防災力の向上を図る必要があります。
- 消防・救急体制の充実・強化に向けて、消防職員の人材育成及び確保とともに、広域連携の強化に取り組む必要があります。また、消防団など地域の担い手の高齢化、減少が進んでいることから、人材確保を進めることが重要です。

施策10 生活安全

- 「第四次猪名川町安全・安心まちづくり活動計画」（2024～2028年度（令和6～10年度））に基づき、町行政、住民、地域、事業所、兵庫県、警察が役割分担・連携して地域全体で安全・安心なまちづくりを進めることが大切です。
- 防犯や消費生活、交通安全に関する取り組みについては、啓発活動や講座などによる意識醸成等が重要となるため、様々な場・機会を活用した取り組みを進めるとともに、110番のおうちや見守りボランティアなど地域の担い手の確保・育成に取り組む必要があります。
- 詐欺関連の犯罪が増加の傾向にある中で、消費生活に関する相談機能の強化を図る必要があります。

施策 11 学校教育

- 「第3期猪名川町教育振興基本計画」（2025～2029年度（令和7～11年度））に基づき、学校教育の振興を図る必要があります。
- 幼小中の縦の連携に取り組み、発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実を図るとともに、教職員が心身ともに健康で児童生徒と向き合う時間が確保できるように猪名川町立学校改革プラン「あい・ワクワクプラン」（小学校編・中学校編）の推進を図る必要があります。
- 不登校児童生徒が増加する中で、学校内外での積極的な支援に取り組むことが重要です。
- 小中学校とともに児童・生徒数の減少が見込まれる中で、適正な学校規模・学校配置の検討を進める必要があります。

施策 12 生涯学習・文化

- 「第3期猪名川町教育振興基本計画」（2025～2029年度（令和7～11年度））に基づき、生涯学習・文化の振興を図る必要があります。
- 地域課題が複雑化する中で、住民や地域ニーズにマッチした生涯学習を推進していく必要があります。
- 図書館では、住民ニーズに対応した利用しやすい環境整備を進めており、今後も地域の情報拠点として環境整備に取り組むことが重要です。
- 文化財の保護・活用、継承については、高齢化により地域での対応が困難なケースへの対応などを検討する必要があります。

施策 13 青少年育成・スポーツ振興

- 「猪名川町こども計画」（2025～2029年度（令和7～11年度））及び「第3期猪名川町教育振興基本計画」（2025～2029年度（令和7～11年度））に基づき、青少年健全育成・スポーツ振興に取り組む必要があります。

施策 14 自然・環境保全・環境衛生

- 「猪名川町里山再生基本計画」（2024～2033年度（令和6～15年度））に基づき、美しい景観と自然環境が保全される森林整備に取り組む必要があります。
- 「猪名川町地球温暖化対策実行計画」（2024～2030年度（令和6～12年度））に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組むことが重要です。

施策 15 都市整備

- 「猪名川町都市計画マスタープラン」(2022～2041年度(令和4～23年度))、「猪名川町土地利用計画」(2022～2031年度(令和4～13年度))に基づき、適正な土地利用、公園・緑地の整備・維持・管理、魅力ある景観の形成に取り組む必要があります。

施策 16 住環境

- 「猪名川町都市計画マスタープラン」(2022～2041年度(令和4～23年度))に基づき、快適な住環境の整備に取り組む必要があります。特に、空家等の対策については、「猪名川町空家対策等計画」(2022～2026年度(令和4～8年度))に基づき、総合的な空家対策を推進し、将来的に空家になるリスクからストックとしての活用を促進することが重要です。
- 環境への配慮等に関する取り組みについて方針を整理する必要があります。

施策 17 交通

- 「猪名川町地域公共交通計画」(2022～2030年度(令和4～12年度))、「猪名川町地域公共交通実施計画」(2024～2030年度(令和6～12年度))に基づき、生活や活動を支える交通網の整備に取り組む必要があります。

施策 18 生活基盤

- 「猪名川町都市計画マスタープラン」(2022～2041年度(令和4～23年度))、「猪名川町土地利用計画」(2022～2031年度(令和4～13年度))に基づき、引き続き、安全な道路・橋りょうの整備、安全性の確保・長寿命化に取り組む必要があります。
- 「猪名川町水道事業ビジョン」「猪名川町下水道事業ストックマネジメント計画」「下水道事業経営戦略」(計画期間はともに2023～2032年度(令和5～14年度))などに基づき、引き続き、上下水道事業の健全な財政運営などに取り組む必要があります。

施策 19 農林業

- 農業については、チャレンジ農業者支援制度や新規参入を可能にする支援体制づくりなどを進め、就農に対するハードルを下げることで、農業に携わる人を増やしていくとともに、就農者を増やすことで、農業の6次産業化の促進につなげることが重要です。
- 林業については、従事者が少なく、本町の民有林の状況を踏まえ、「猪名川町里山再生基本計画」（2024～2033年度（令和6～15年度））に基づき、里山再生の視点で取り組みを進める必要があります。

施策 20 商工業・起業・就業

- 積極的に企業を誘致できるように、民有地も含めた土地の確保やその活用に向けた制度の創設・運用などについて検討し、企業が進出できる機会づくりを進める必要があります。
- 起業・創業支援については、相談・セミナー等から起業・創業につなぐ具体的な仕組みづくり・支援体制の構築に取り組む必要があります。また、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスについては、商工会と連携して本町でのあり方などを検討し、具体的な支援体制などの構築に取り組むことが重要です。

施策 21 シティプロモーション・観光

- 様々な機会を通じて住民のシビックプライド、猪名川町への愛着・誇りの醸成に取り組むとともに、シティプロモーションについては、ターゲットの設定、事業者や住民など多様な主体による多様で戦略的な展開が重要です。
- 2025年度（令和7年度）は町制施行70周年、日生まちびらき50年、大阪・関西万博の開催など、町にとってのプレミアムイヤーとなることから、2024年度（令和6年度）からそれらを見据えたプロモーションを図ることで本町の知名度向上や経済効果の拡大などに取り組む必要があります。
- 「第二次猪名川町観光振興基本計画」（2022～2025年度（令和4～7年度））に基づき、大野山などの既存資源の見直し・磨き直しや、観光振興の中心となる観光協会の機能強化、観光の担い手の確保・育成支援などに取り組むことが重要です。

施策 22 広報・広聴、情報化

- 広報・広聴に関する職員全体の意識づくりを進め、住民への発信力の向上を図る必要があります。また、広報誌などを通じて、行政と住民との双方向の情報発信・共有に取り組むことが重要です。
- 庁内システムの強化、基幹システムの完全クラウド化などを実施しましたが、今後はそのシステムを有効に活用しつつ、自治体DXの展開が必要です。また、地域課題の解決に向けたICT利活用に向けては具体的な内容を検討するとともに、その推進に取り組む必要があります。

施策 23 行政運営

- 「第七次猪名川町行政改革大綱」（2023～2029年度（令和5～11年度））に基づき、基金に頼らない財政運営に取り組むことが重要です。
- 「猪名川町公共施設等総合管理計画」（2017～2046年度（平成29～令和28年度））に基づき、PPP・PFIなど民間活力の活用を図る必要があります。
- 日常業務の中核的役割を果たす副主幹級の人員の確保を図る必要があります。また、全職員の多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being（心身ともに満たされた状態）の土台となる環境整備に取り組むことが大切です。

施策 24 財政運営

- 「第七次猪名川町行政改革大綱」（2023～2029年度（令和5～11年度））に基づき、基金に頼らない財政運営に取り組むことが重要です。
- 適正な課税・徴収、未利用財産の利活用やふるさと納税の充実、行政サービス使用料・手数料の改定などを進め、収入増に取り組む必要があります。
- 既存の公共施設の将来にわたる維持が難しいことから、「猪名川町公共施設等総合管理計画」（2017～2046年度（平成29～令和28年度））に基づき、長寿命化をはじめ施設面積の削減や統廃合、複合化、売却等に取り組み、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。
- 町税徴収率の維持、税務申告等の電子化率のさらなる向上に取り組むことが重要です。
- 前期基本計画において、「町の財政状況は総じて健全」としていましたが、物価高の継続、公共施設の老朽化、財政調整基金の残高が減少している状況等を踏まえ、後期基本計画では町の財政状況に対する現状認識を「厳しい局面」と改めています。

4. 猪名川町の住民の姿・想い

1) まちづくりアンケート調査結果

本調査 2023年度（令和5年度）に実施したまちづくりアンケートを指します。

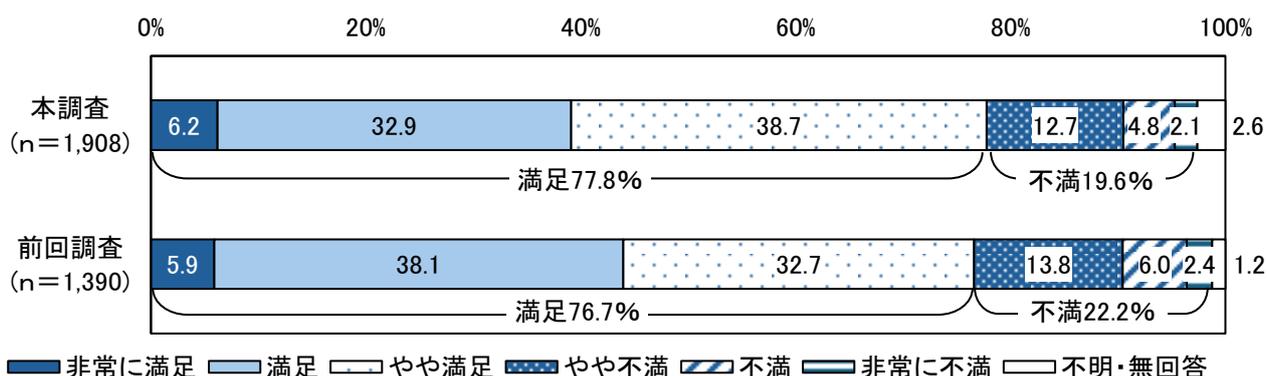
前回調査 2018年度（平成30年度）に実施したまちづくりアンケートを指します。

住んでいる地域及び猪名川町全体での住みやすさ

■住んでいる地域の住みやすさ

○住んでいる地域の住みやすさは、「やや満足」が38.7%で最も多く、次いで「満足」が32.9%と続いており、「満足（「非常に満足」「満足」「やや満足」の計）」は77.8%となっています。

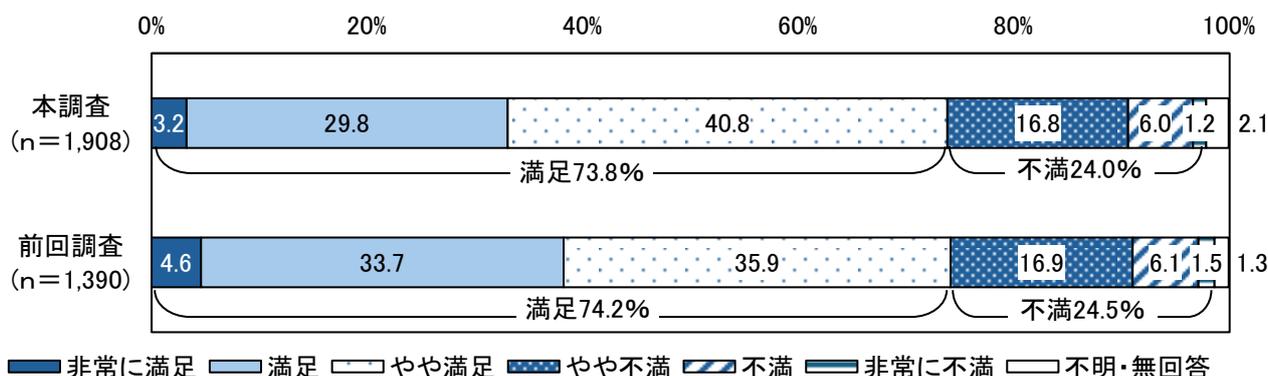
○「満足」は、前回調査とほぼ同じ割合となっています。



■猪名川町全体での住みやすさ

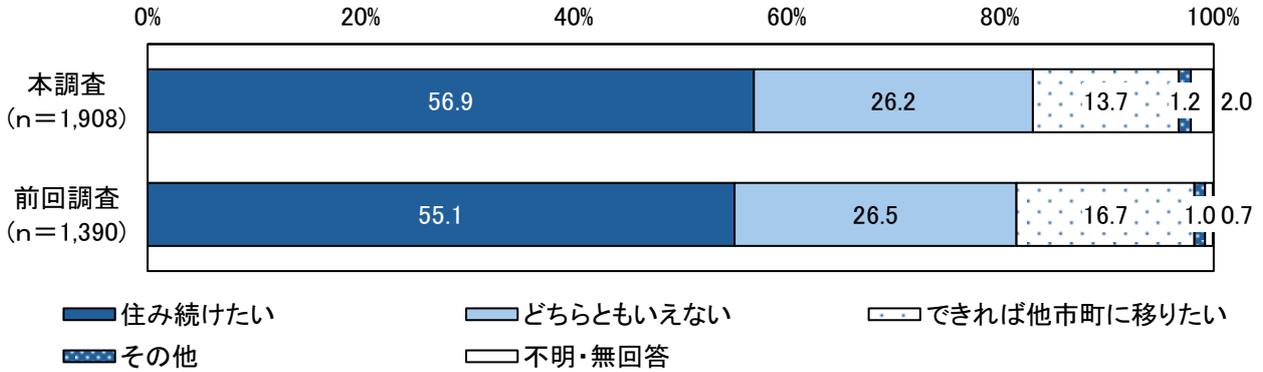
○猪名川町全体での住みやすさは、「やや満足」が40.8%で最も多く、次いで「満足」が29.8%となっており、「満足」は73.8%となっています。

○「満足」は、前回調査とほぼ同じ割合となっています。

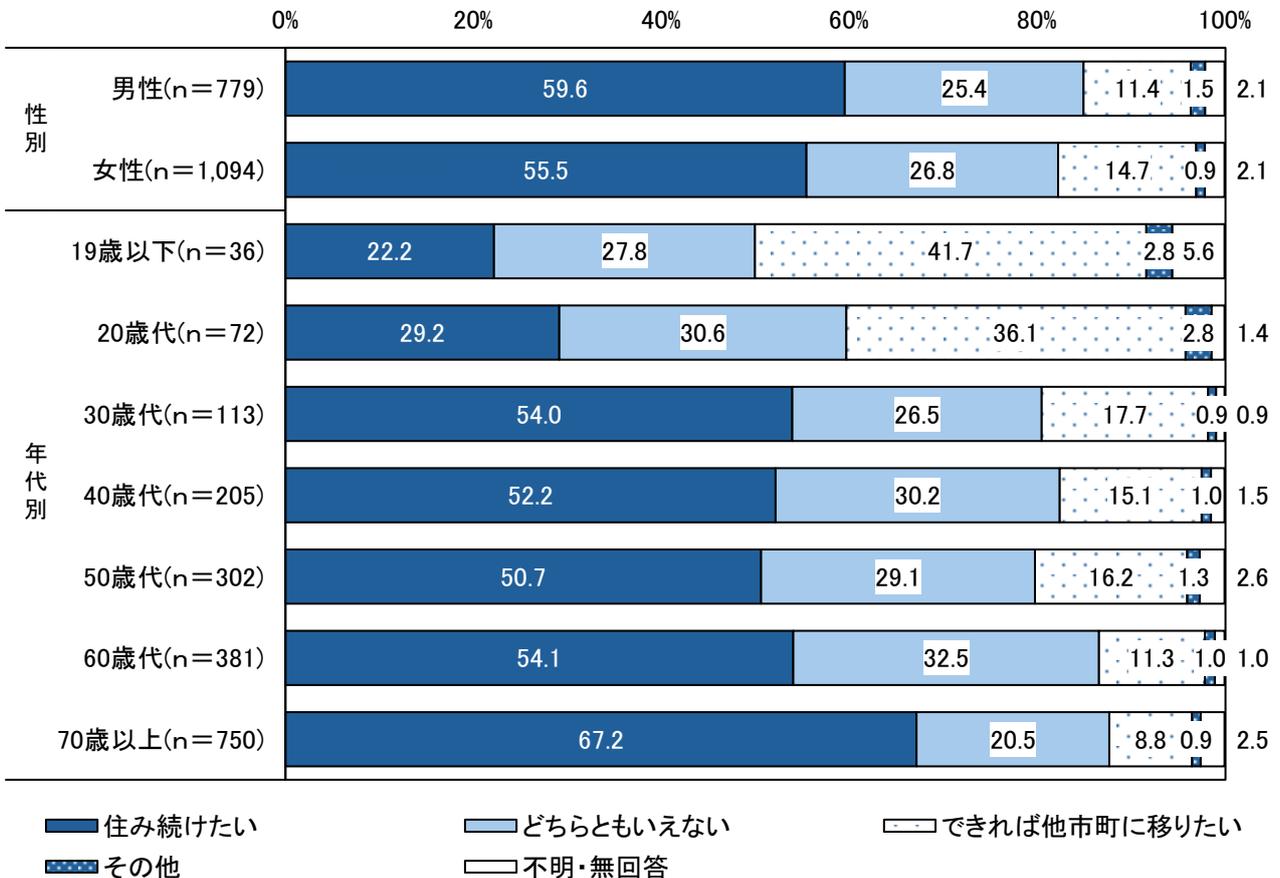


定住意向

○定住意向は、「住み続けたい」が56.9%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が26.2%、「できれば他市町に移りたい」が13.7%で、前回調査とほぼ同じ結果となっています。



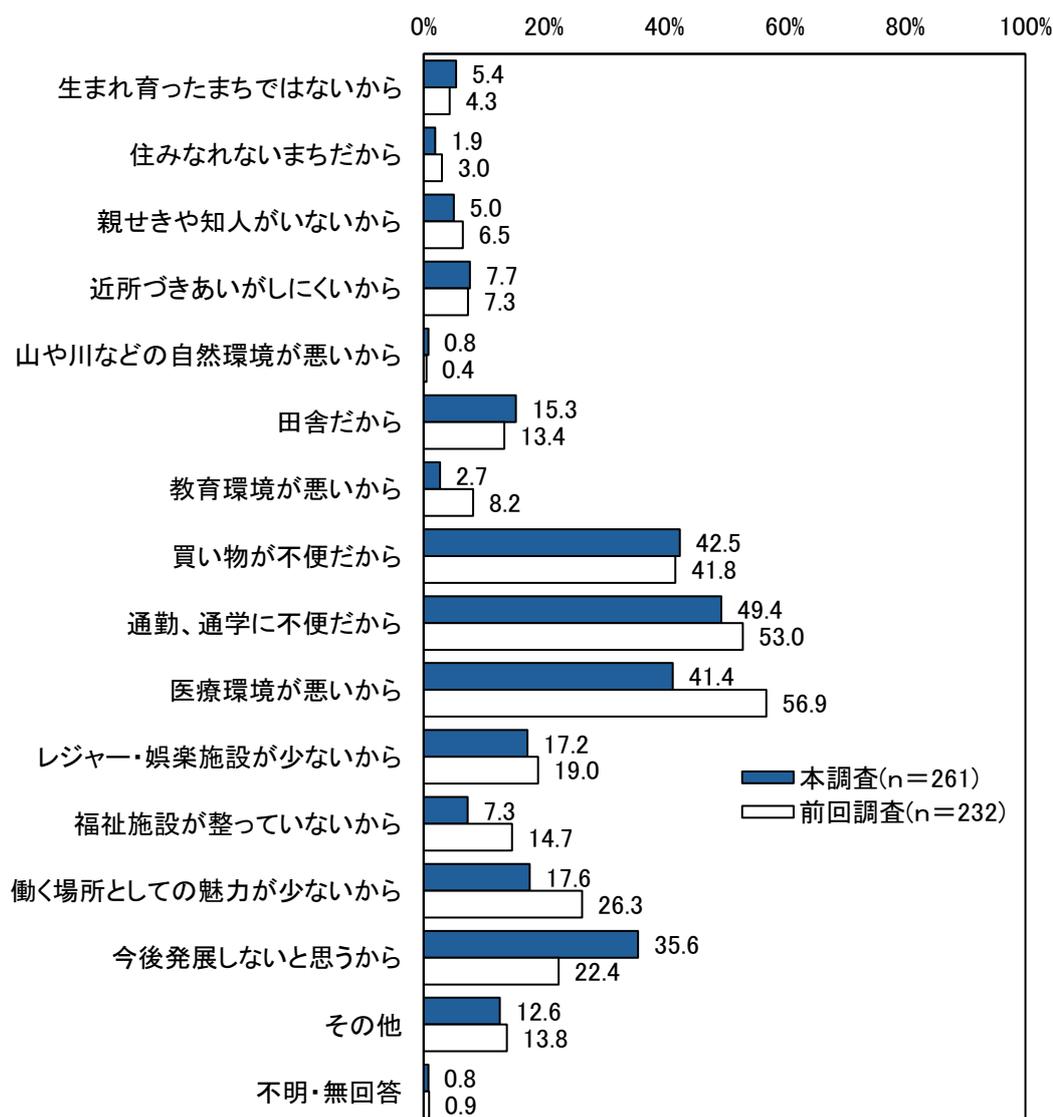
○定住意向は性別による差はなく、年代別にみると、20歳以下の年代は「できれば他市町に移りたい」が最も多く、その他の年代は「住み続けたい」が最も多くなっています。年齢が低くなるにつれて「できれば他市町に移りたい」が多くなる傾向にあります。



転出したい理由

○転出したい理由は、「通勤、通学に不便だから」が49.4%で最も多く、次いで「買い物が不便だから」が42.5%、「医療環境が悪いから」が41.4%となっています。

○前回調査と比較すると、「医療環境が悪いから」は前回調査から10ポイント以上減っていますが、「今後発展しないと思うから」は前回調査から10ポイント以上増えています。



施策に対する評価（めざすまちの姿）と重要度（幸福度をあげるために必要なもの）

- 「評価」は、25項目中10項目が3点を超過しており、最も評価が高いのは「⑮自然・環境保全・環境衛生」となっています。
- 「重要度」は、全項目が基準の3点を超過、最も重要度が高いのは「⑪生活安全」となっています。

評価（めざすまちの姿）と重要度（幸福度を上げるために必要なもの）の施策順位

評価（めざすまちの姿）

| | | 評価 |
|-----|----------------|-------------|
| 1位 | ⑮自然・環境保全・環境衛生 | 4.01 |
| 2位 | ⑳生活基盤 | 3.81 |
| 3位 | ⑯都市整備 | 3.72 |
| 4位 | ⑪生活安全 | 3.70 |
| 5位 | ⑰住環境 | 3.49 |
| 6位 | ⑤子ども・子育て支援 | 3.44 |
| 7位 | ②地域コミュニティ | 3.13 |
| 8位 | ①人権尊重・多文化共生 | 3.10 |
| 9位 | ⑧健康・医療 | 3.01 |
| 10位 | ④地域福祉 | 3.00 |
| 11位 | ⑨防災・消防 | 2.99 |
| 12位 | ⑭青少年育成・スポーツ振興 | 2.97 |
| 13位 | ⑫学校教育 | 2.94 |
| 14位 | ㉔広報・広聴、情報化 | 2.92 |
| 15位 | ⑦障がい者（児）支援 | 2.88 |
| 16位 | ⑩防災 | 2.85 |
| 17位 | ③参画・協働 | 2.83 |
| 18位 | ㉑農林業 | 2.82 |
| 19位 | ⑥高齢者支援 | 2.81 |
| 20位 | ⑬生涯学習・文化 | 2.80 |
| 21位 | ㉕行政運営 | 2.73 |
| 22位 | ⑱交通（交通網） | 2.48 |
| 23位 | ⑲交通（公共交通） | 2.33 |
| | ㉓シティプロモーション・観光 | 2.33 |
| 25位 | ㉒商工業・起業・就業 | 2.29 |

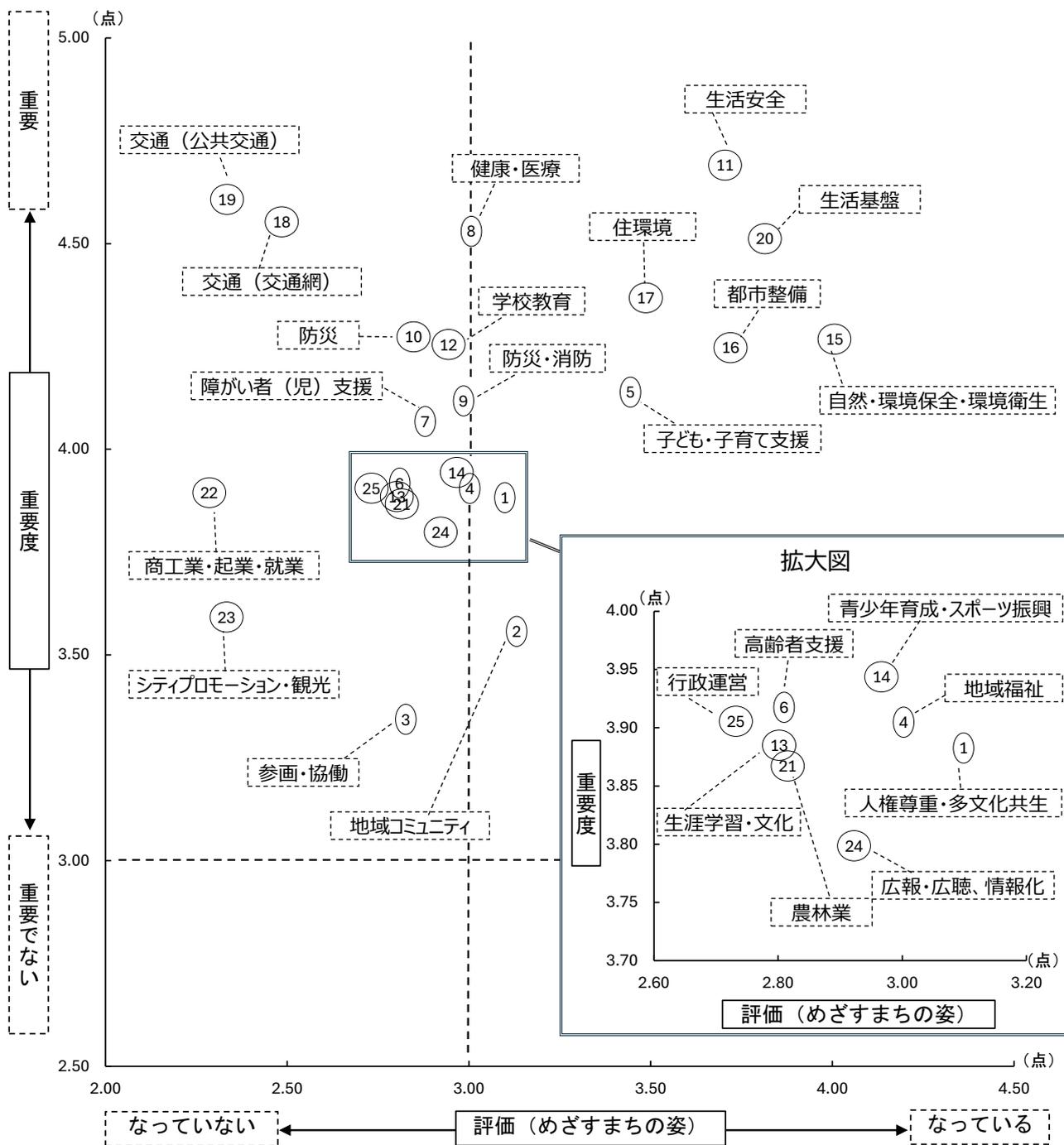
重要度（幸福度を上げるために必要なもの）

| | | 重要度 |
|-----|----------------|-------------|
| 1位 | ⑪生活安全 | 4.69 |
| 2位 | ⑲交通（公共交通） | 4.61 |
| 3位 | ⑱交通（交通網） | 4.55 |
| 4位 | ⑧健康・医療 | 4.53 |
| 5位 | ⑳生活基盤 | 4.51 |
| 6位 | ⑰住環境 | 4.37 |
| 7位 | ⑩防災 | 4.27 |
| | ⑮自然・環境保全・環境衛生 | 4.27 |
| 9位 | ⑫学校教育 | 4.25 |
| | ⑯都市整備 | 4.25 |
| 11位 | ⑤子ども・子育て支援 | 4.14 |
| 12位 | ⑨防災・消防 | 4.12 |
| 13位 | ⑦障がい者（児）支援 | 4.07 |
| 14位 | ⑭青少年育成・スポーツ振興 | 3.94 |
| 15位 | ⑥高齢者支援 | 3.92 |
| 16位 | ㉕行政運営 | 3.91 |
| 17位 | ④地域福祉 | 3.90 |
| 18位 | ②商工業・起業・就業 | 3.89 |
| 19位 | ⑬生涯学習・文化 | 3.88 |
| | ①人権尊重・多文化共生 | 3.88 |
| 21位 | ㉑農林業 | 3.87 |
| 22位 | ㉔広報・広聴、情報化 | 3.80 |
| 23位 | ㉓シティプロモーション・観光 | 3.59 |
| 24位 | ②地域コミュニティ | 3.56 |
| 25位 | ③参画・協働 | 3.34 |

※重要度が太字になっている項目は、評価が3点を超過している10項目です。

- 「評価」の最も高い「⑮自然・環境保全・環境衛生」の重要度は7位と、評価も高く、重要度も高くなっています。
- 「重要度」の最も高い「⑪生活安全」の評価は4位と、重要度も高く、評価も高くなっています。
- 「⑱交通（交通網）」「⑲交通（公共交通）」は、評価が低く、重要度が高くなっています。

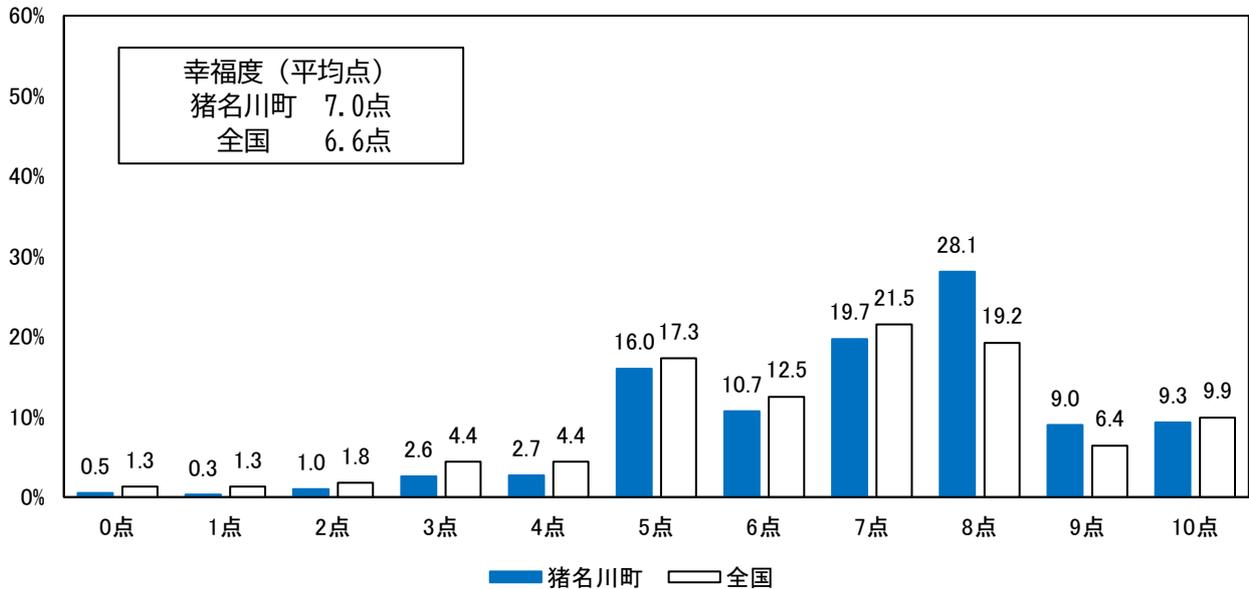
評価（めざすまちの姿）と重要度（幸福度を上げるために必要なもの）の関係



幸福度

○本町の幸福度の平均点は7.0点で、全国の6.6点よりも高くなっています。

○各点数をみると、本町は「8点」と答えた人が最も多いのに対し、全国では「7点」が最も多くなっています。7点以下の回答割合はすべて全国よりも低くなっています。



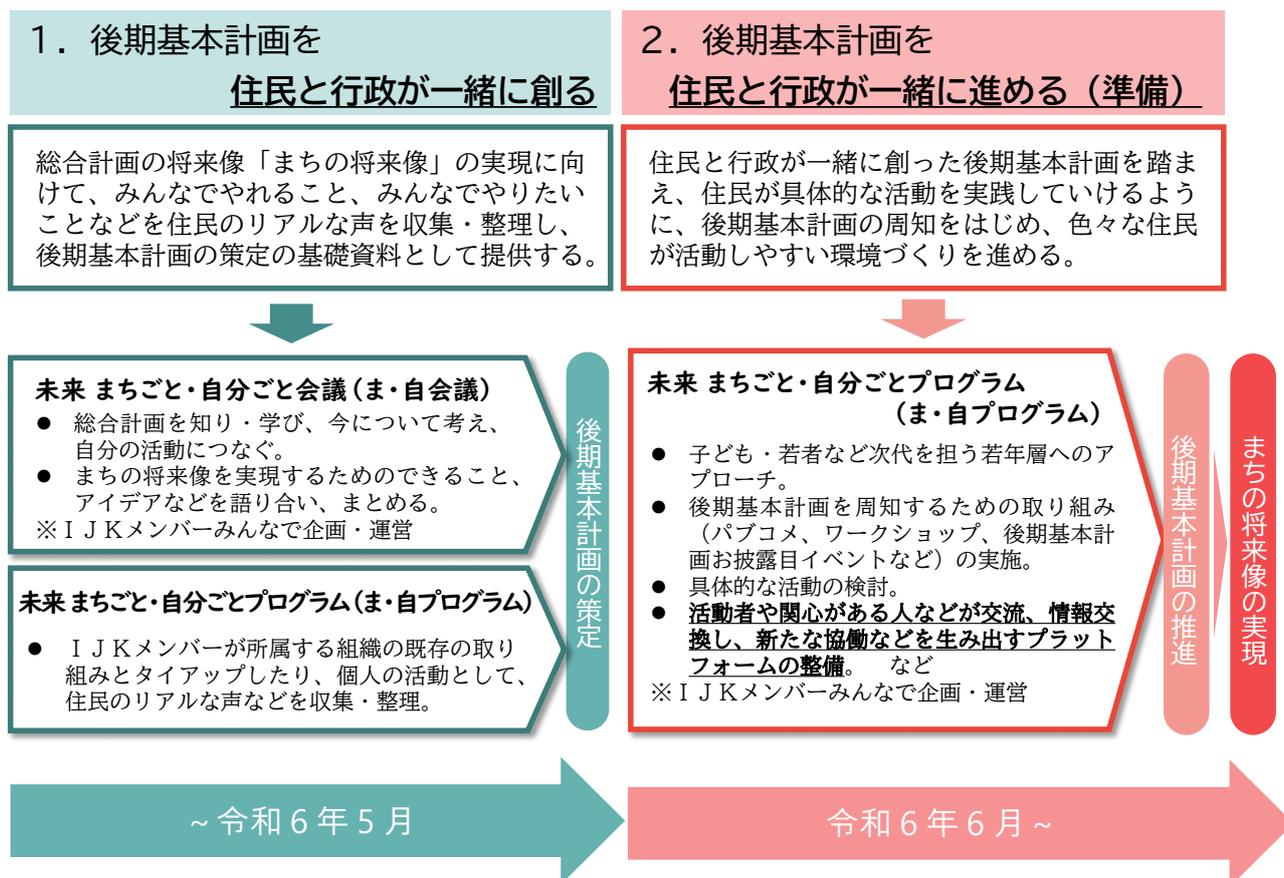
※全国結果は、一般社団法人スマートシティ・インスティテュート「地域幸福度 (Well-Being) 指標 (令和5年結果)」

2) まちづくりワークショップでみえる住民の姿・想い

後期基本計画では、計画の策定をひとつの機会と捉え、住民と行政の協働により、住民の「つながり」と「挑戦」を後押しし、まちの将来像「“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川」の実現に向けた「猪名川住民力向上委員会プロジェクト」（以下「IJK」という。）を実施しました。

IJKにおいては、前期基本計画策定時の「まちづくりワークショップ」参加者を含む住民有志が町と目的を共有しつつ、以下のような取り組みを展開しました。

【住民と行政の協働による「猪名川住民力向上委員会プロジェクト」の推進イメージ】

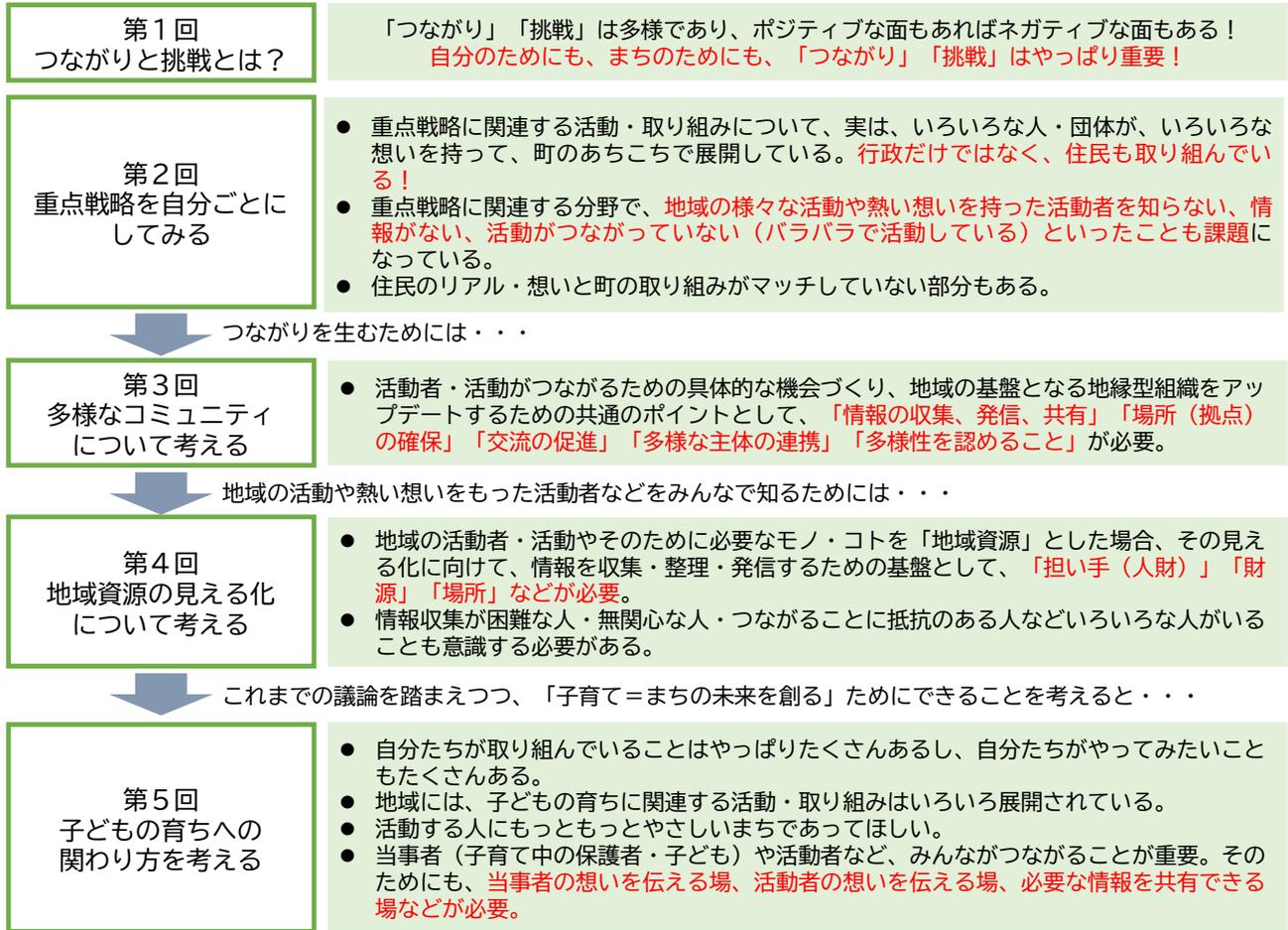


IJKにおける「後期基本計画を住民と行政が一緒に創る」フェーズでは「未来まちごと・自分ごと会議」を開催し、住民自身が第六次総合計画の「まちの将来像」を実現していくためのポイント、住民みんなでやれること、やってみたいことなどを話しあい、整理し、後期基本計画の施策や重点戦略などの設定等に活用しました。

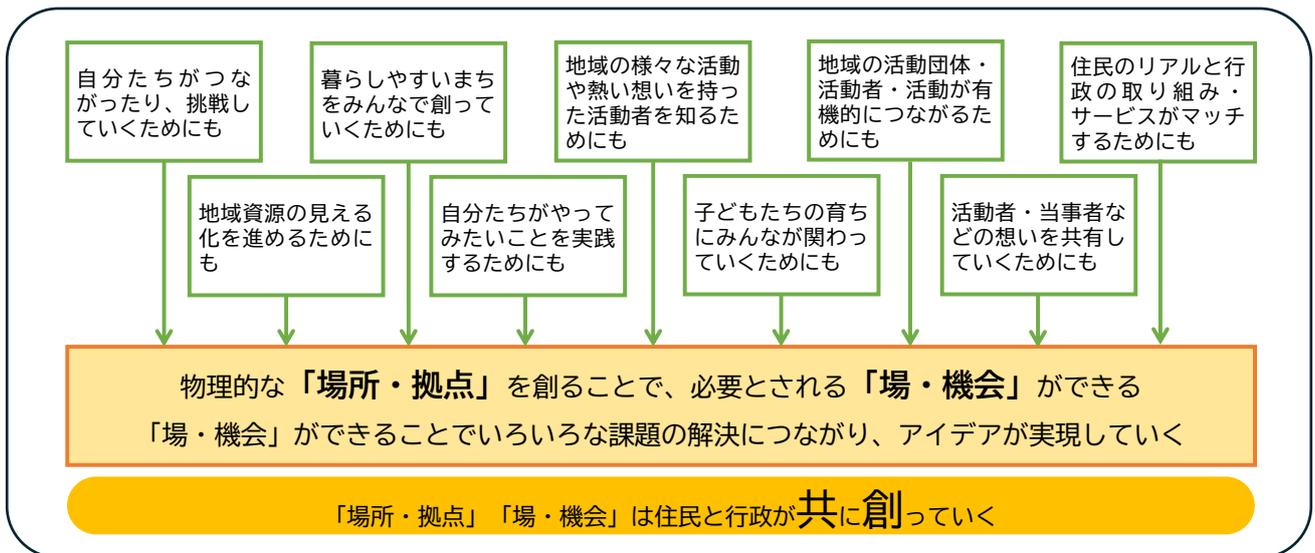
また、IJKの運営メンバー（住民有志）と未来まちごと・自分ごと会議の参加者から総合計画審議会委員を選出し、「住民参画の取り組み」と「総合計画審議会における総合計画策定の審議」をリンクさせ、未来まちごと自分ごと会議の結果の後期基本計画への積極的な反映に取り組みました。

さらに、IJKにおける「後期基本計画を住民と行政が一緒に進める（準備）」フェーズにおいては、未来まちごと・自分ごと会議参加者をはじめとする住民が、会議で整理したアイデア等を実践することで、住民と行政の協働による総合計画の推進、住民主体の多様な活動の展開などにつながり取り組みを進めました。

【未来まちごと・自分ごと会議での話し合いの結果と後期基本計画での展開イメージ】



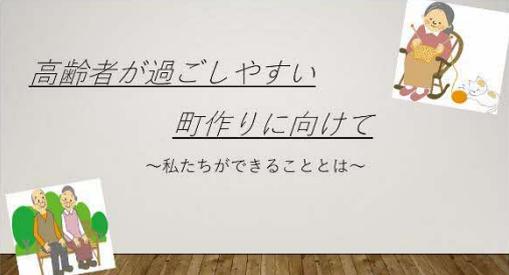
今後の展開



3) 高校生のまちづくりに関する想い

兵庫県立猪名川高等学校では、これまで1年生が猪名川町主催の高校生フォーラム「もしあなたが猪名川町長だったら」に参加し、まちづくりに関する調査研究を行ってきました。令和5年度には、学校独自のまちづくりに関する学習において、町職員から猪名川町の現状や課題について学び、その内容などを踏まえ、高校生自身が猪名川町をよりよくするために自分たちができることは何かを考え、提案を行いました。

【猪名川高校1年生によるまちづくりへの提案内容（抜粋）】

| | |
|--|--|
| <p>高齢者が過ごしやすい 町作りに向けて ～私たちができることは～</p>  | <p>高齢者が過ごしやすいまちづくりに向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が安心して活動できるように、交通体制の充実、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進。 ● 介護ロボットの導入による介護者の負担軽減。 ● 介護人材の確保等による介護サービスの充実。 ● 高齢者以外の様々な人々の協力が必要！ |
| <p>総合公園に遊具を作ろう</p>  | <p>総合公園に遊具を作ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遊具が少ない総合公園にブランコとベンチの融合した遊具を設置することで、子どもが楽しみ成長するとともに、みんなが親睦を深める場所をつくりたい。 ● 自分たちでクラウドファンディングを通じて資金を確保。返礼品は猪名川町産の旬の食材など。 |
| <p>子供が暮らしやすい街にするためには</p>  | <p>子どもが暮らしやすいまちにするためには</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが遊べる場所が少なく、子どもの数が年々減少する中で、子どもが暮らしやすい環境づくり重要！ ● 子どもが自由に遊べ、安全な公園が必要。 ● 公園に必要な条件：ボール遊びができる、遊具がたくさんある、安全に遊べるため設備・環境の工夫など。 |
| <p>六瀬を憩いの場所に</p>  | <p>六瀬を憩いの場所に</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旧六瀬中学校の校舎を活かし幅広い年代の人が楽しめて子ども達の遊べる場所にする。 ● 多世代交流や定期的なイベント、体育館の活用。 ● 効果として、地域住民の交流による地域の活性化が、防犯・防災につながる。さらに、交流人口の増加による地域経済にも貢献。 |

これらの高校生からのまちづくりに関する提案内容については、後期基本計画を策定する過程で参考にさせていただきました。また、今後、後期基本計画を推進していく中で、住民と行政の協働・共創につなげていきます。